## 新たな大都市制度の検討について

### 1 新たな大都市制度に関する法案の検討状況について

(1) 大都市地域における特別区の設置に関する法律について

与野党7会派が共同提出していた「大都市地域特別区設置法」が8月29日に参議院本会議で可決され、成立しました。

### <法律の概要> ------

- 特別区設置の対象
  - ① 人口 200 万人以上の指定都市 または
  - ② 一の指定都市及び当該指定都市に隣接する同一道府県の区域内の一以上の市町村であって、その総人口が200万人以上のもの
- 特別区の設置を申請しようとする関係市町村及び関係道府県は、特別区設置 協定書の作成等を行う特別区設置協議会を置く。
- 特別区と道府県の事務の分担、税源の配分及び財政の調整に関する事項のうち、 政府が法制上の措置その他の措置を講ずる必要があるものを特別区設置協定書 に記載しようとするときは、あらかじめ総務大臣に協議しなければならない。
- 特別区設置協定書は、関係市町村及び関係道府県の議会の承認を得なければ ならない。
- 特別区の設置については、関係市町村の選挙人の投票に付さなければならない。

#### (2) 大都市制度に関する提案に係る手続に関する法律案について

8月29日、民主党、国民新党、みんなの党が、新たな大都市制度について地方自 治体が国に提案する手続などを定めた「大都市制度に関する提案に係る手続に関す る法律案」を衆議院に共同提出しました。

#### <法律案の概要> ------

- 指定都市又は特別区及びこれを包括する都道府県は、各議会の議決を経たうえで、共同して、内閣総理大臣に対し、指定都市又は特別区と都道府県の関係に係る制度に関し政府が講ずべき措置に関する提案ができる。
- 内閣総理大臣は、提案を受けた場合において必要があると認めるときは、速や かに地方制度調査会に諮問する。

<参考資料1:大都市地域における特別区の設置に関する法律>

<参考資料2:大都市制度に関する提案に係る手続に関する法律案>

### 2 第30次地方制度調査会の検討状況について

#### (1) 最近の開催状況

開催日及び会議	主な内容
	○ 大都市のあり方について
平成24年8月3日	都区制度について
第18回	・都区制度に係る効率性・住民自治等の視点からの見直し
専門小委員会	・特別区の事務、税財源の配分、都区財政調整制度
	・特別区の区域のあり方 など
	○ 大都市のあり方について
平成24年9月4日	「特別市」(仮称)について
第19回	・現行の都道府県に含まれない大都市制度である「特別市」(仮
専門小委員会	称)制度を創設することについて
号门/7安貝云 	・周辺自治体との間の広域調整機能について
	・住民自治について / ・警察事務について など

<参考資料 3 : 第 18 回専門小委員会配付資料 (抜粋) >

< 参考資料 4 : 第 19 回専門小委員会配付資料 (抜粋) >

### (2) 今後の予定

引き続き、専門小委員会における議論が予定されています。

### 3 大都市制度に関する広報について

市民の皆様に新たな大都市制度について、わかりやすく説明するため、市長又は 副市長が出席する「大都市制度フォーラム」や「シンポジウム」を開催するとともに、 PRリーフレットの作成などを行います。

#### (1)「大都市制度フォーラム in 戸塚」の開催概要

#### ア 開催日時

平成24年9月20日(木)午後2時~午後4時(場所:男女共同参画センター横浜)

#### イ構成

第一部 基調講演「これからの大都市制度と都市の役割」(林 市長) 第二部 座談会「魅力と賑わいにあふれる街、横浜の課題と都市像」

内海 宏(株)地域計画研究所代表辻 琢也 一橋大学大学院教授 / 鈴木(隆) 副市長朝岡 聡 アナウンサー(司会進行(基調講演・座談会))

- ウ 参加者数 約300人
- エ 参加者アンケートの結果

140 人(47%)の方からアンケートをご提出いただきました。基調講演及び座談会とも「非常に満足」又は「満足」と回答された方が約7割を占め、7割を超える方が大都市制度に関する理解がより深まったと回答されています。

### く【参考】アンケート内訳> .....

### 第1部 基調講演の満足度

<u>(①非常に満足 11(8%) ②満足 84(61%)</u> ③どちらともいえない 32(23%)

(4)やや不満 9(7%) ⑤非常に不満 1(1%)

#### 第2部 座談会の満足度

<u>(①非常に満足 12(9%) ②満足 88(69%)</u> ③どちらともいえない 22(17%)

④やや不満 4(3%) ⑤非常に不満 1(1%)

#### 大都市制度全般や新たな大都市制度「特別自治市」についての理解

<u>(①非常に深まった 12(9%)</u> ②深まった 94(67%) ③どちらともいえない 25(18%)

(④あまり深まらなかった 9(6%) ⑤深まらなかった 0(0%)

### (2) 今後の予定

開催日	主な内容
平成 24 年 12 月	指定都市市長会との共催によるシンポジウム(港北区)
平成 25 年 1 月	大都市制度フォーラム(泉区)

(特別区設置協定書の作成)

験を有する者の中から、これを選任する。

の定めるところにより、関係市町村若しくは関係道府県の議会の議員若しくは長その他の職員又は学識経

2 特別区設置協議会の会長及び委員は、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約

別区の設置に関する協議を行う協議会(以下「特別区設置協議会」という。)を置くものとする。

一項の規定により、特別区の設置に関する協定書(以下「特別区設置協定書」という。)の作成その他特

第四条 特別区の設置を申請しようとする関係市町村及び関係道府県は、地方自治法第二百五十二条の二第

(特別区設置協議会の設置)

り、道府県の区域内において、特別区の設置を行うことができる。

第五条、特別区設置協定書は、次に掲げる事項について、作成するものとする。

第三条 地方自治法第二百八十一条第一項の規定にかかわらず、総務大臣は、この法律の定めるところによ

(道府県の区域内における特別区の設置の特例)

該関係市町村の区域の全部を分けて定める区域をその区域として、特別区を設けることをいう。

る この法律(第十二条及び第十三条を除く。)において「特別区の設置」とは、関係市町村を廃止し、当

2 この法律において「関係道府県」とは、関係市町村を包括する道府県をいう。

隣接する同一道府県の区域内のものを含む。) であって、その総人口が二百万以上のものをいう。

る同一道府県の区域内の一以上の市町村(当該市町村が指定都市である場合にあっては、当該指定都市に

二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。) 又は一の指定都市及び当該指定都市に隣接す

五十四条に規定する人口によるものとする。以下この項において同じ。)二百万以上の指定都市(同法第

第二条(この法律において「関係市町村」とは、人口(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百

(所織)

ことにより、地域の実情に応じた大都市制度の特例を設けることを目的とする。

区と道府県の事務の分担並びに税源の配分及び財政の調整に関する意見の申出に係る措置について定める

第一条(この法律は、道府県の区域内において関係市町村を廃止し、特別区を設けるための手続並びに特別

(田約)

大都市地域における特別区の設置に関する法律

- 置協議会並びに他の関係市町村の長及び関係道府県の知事に通知しなければならない。 3 特別区設置協議会は、前項の規定により全ての関係市町村の長及び関係道府県の知事から当該関係市町
- 2 関係市町村の長及び関係道府県の知事は、前項の規定による議会の審議の結果を、速やかに、特別区設
- 第六条 関係市町村の長及び関係道府県の知事は、前条第六項の規定により特別区設置協定書の送付を受け たときは、同条第五項の意見を添えて、当該特別区設置協定書を速やかにそれぞれの議会に付議して、そ の承認を求めなければならない。
- 県の知事に送付しなければならない。 (特別区設置協定書についての議会の承認)
- 特別区設置協議会は、特別区設置協定書を作成したときは、これを全ての関係市町村の長及び関係道府
- ら 総務大臣は、前頃の規定による報告を受けたときは、遅帶なく、当該特別区設置協定書の内容について 険討し、特別区設置協議会並びに関係市町村の長及び関係道府県の知事に意見を述べるものとする。
- 務大臣に報告しなければならない。
- 4 特別区設置協議会は、特別区設置協定書を作成しようとするときは、あらかじめ、その内容について総

- 3 前頃の規定による協議の申出があったときは、総務大臣並びに関係市町村の長及び関係道府県の知事は、 誠実に協議を行うとともに、速やかに当該協議が謂うよう努めなければならない。
- 号に掲げる事項のうち政府が法制上の措置その他の措置を講ずる必要があるものを記載しようとするとき は、共同して、あらかじめ総務大臣に協議しなければならない。
- 2 関係市町村の長及び関係道存県の知事は、特別区設置協議会が特別区設置協定書に前項第五号及び第六
- 八 前各号に掲げるもののほか、特別区の設置に関し必要な事項
- 七 関係市町付及び関係道府県の職員の移管に関する事項
- 大 特別区とこれを包括する道府県の税源の配分及び財政の調整に関する事項
- 五 特別区とこれを包括する道府県の事務の分担に関する事項
- 四 特別区の議会の議員の定数
- 三、特別区の設置に伴う財産処分に関する事項
- 二 特別区の名称及び区域
- 特別区の設置の日 1

(特別区の設置の処分)

る前項の規定による申請は、特別区設置協定書を添えてしなければならない。

第八条 関係市町村及び関係道府県は、全ての関係市町村の前条第一項の規定による投票においてそれぞれ その有効投票の総数の過半数の賛成があったときは、共同して、総務大臣に対し、特別区の設置を申請す ることができる。ただし、指定都市以外の関係市町村にあっては、当該関係市町村に隣接する指定都市が 特別区の設置を申請する場合でなければ、当該申請を行うことができない。

- 7 第一項の規定による投票は、普通地方公共団体の選挙と同時にこれを行うことができる。 (特別区の設置の申請)
- の選挙に関する規定は、第一項の規定による投票について準用する。
- ら 政令で特別の定めをするものを除くほか、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)中普通地方公共団体
- の関係市町村の長及び関係道府県の知事に通知するとともに、公表しなければならない。その投票の結果 が確定したときも、同様とする。
- 5 関係市町村の選挙管理委員会は、第一項の規定による投票の結果が判明したときは、直ちにこれを全て

- 4 前頃の場合において、二人以上の議員は、関係市町村の選挙管理委員会に対し、当該議員が共司で表現 する意見を掲載するよう申し出ることができる。
- 3 関係市町村の選挙管理委員会は、第一項の規定による投票に際し、当該関係市町村の議会の議員から申 出があったときは、当該投票に関する当該議員の意見を公報に掲載し、選挙人に配布しなければならない。
- 2 関係市町村の長は、前項の規定による投票に際し、選挙人の理解を促進するよう、特別区設置協定書の 内容について分かりやすい説明をしなければならない。
- 第七条 前条第三項の規定による通知を受けた関係市町村の選挙管理委員会は、基準日から六十日以内に、 特別区の設置について選挙人の投票に付さなければならない。

(関係市町村における選挙人の投票)

村及び関係道府県の議会が特別区設置協定書を承認した旨の通知を受けたときは、直ちに、全ての関係市 町村の長及び関係道府県の知事から同項の規定による通知を受けた日(次条第一項において「基準日」と いう。)を関係市町村の選挙管理委員会及び総務大臣に通知するとともに、当該特別区設置協定書を公表 しなければならない。

- 第十三条 特別区を包括する道府県の区域内における当該特別区に隣接する一の市町村の区域の全部によるについては、適用しない。
- 第十二条 地方自治法第二百八十一条の四第八項の規定は、特別区を包括する道府県における特別区の設置

(特別区を包括する道府県における特別区の設置の特例)

上の措置その他の措置を講ずるものとする。

16°

必要の有無について判断し、必要があると認めるときは、当該意見の趣旨を尊重し、速やかに必要な法制

3 政府は、第一項の規定による申出を受けた日から六月を目途に当該意見を踏まえた新たな措置を講ずる

- 2 前項の規定による申出については、当該特別区及び道府県の議会の議決を経なければならない。

県の事務の分担並びに税源の配分及び財政の調整の在り方に関し、政府に対し意見を申し出ることができ第十一条 一の道府県の区域内の全ての特別区及び当該道府県は、共同して、特別区とこれを包括する道府

(事務の分担等に関する意見の申出に係る措置)

づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都とみなす。

第十条 特別区を包括する道府県は、地方自治法その他の法令の規定の適用については、法律又はこれに基

の他の措置を講ずるものとする。

(特別区を包括する道府県に対する法令の適用)

な措置を講ずる必要があると認めるときは、当該申請があった日から六月を日途に必要な法制上の措置そ

政府は、前条第一項の規定による申請があった場合において、特別区設置協定書の内容を踏まえて新た

- より適用される同法第九十一条第一項の規定に基づく当該特別区の条例により定められたものとみなす。
- ら 前項の規定により告示された特別区の議会の議員の定数は、地方自治法第二百八十三条第一項の規定にの議会の議員の定数を告示しなければならない。
- 4 関係市町村は、第二項の規定による告示があったときは、直ちに特別区設置協定書に定められた特別区
- so 第一項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

行政機関の長に通知しなければならない。

2 前項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係第九条 特別区の設置は、前条第一項の規定による申請に基づき、総務大臣がこれを定めることができる。

第二条 公職選挙法の一部を次のように改正する。

(公職選挙法の一部改正)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(裾行野口)

当 別

事項は、政令で定める。

(政令への委任)

第十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な

を承認したとき」と、第九条第四項中「関係市町村」とあるのは「特定市町村」と読み替えるものとする。数の過半数の賛成があったとき」とあるのは「当該特定市町村及び特定道府県の議会が特別区設置協定書特定道府県」と、「全ての関係市町村の前条第一項の規定による投票においてそれぞれその有効投票の総とあるのは「総務大臣」と、第八条第一項中「関係市町村及び関係道府県」とあるのは「特定市町村及び特定道府県」と、「関係市町村の選挙管理委員会及び総務大臣」関係道府県」とあるのは「特定市町村及び

「関係道府県」とあるのは「特定道府県」と読み替えるものとする。

村若しくは特定道府県」と、第五条から第九条までの規定中「関係市町村」とあるのは「特定市町村」と、「特定道府県」という。)」と、同条第二項中「関係市町村若しくは関係道府県」とあるのは「特定市町る同一道府県の区域内の市町村(以下「特定市町村」という。)及び当該市町村を包括する道府県(以下用する。この場合において、第四条第一項中「関係市町村及び関係道府県」とあるのは「特別区に隣接す」以上の特別区の設置については、第四条から第九条まで(第八条第一項ただし書を除く。)の規定を準

申出に係る措置について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。区を設けるための手続並びに特別区と道府県の事務の分担並びに税源の配分及び財政の調整に関する意見の地域の実情に応じた大都市制度の特例を設けるため、道府県の区域内において関係市町村を廃止し、特別

里 由

項」を加える。の下に「又は大都市地域における特別区の設置に関する法律(平成二十四年法律第号)第九条第二第二百六十六条第一項中「第七条第六項」を「第六条の二第四項又は第七条第七項」に改め、「含む。)」

(回的)

第一条(この法律は、大都市制度に関する提案に係る手続について定めることにより、地方公共団体の意思 を尊重しつつ、国と地方公共団体が相互に協力して、地域の実情に応じた大都市制度を構築することを目 的とする。

(大都市制度に関する提案に係る手続)

- 第二条 指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市を いう。以下この条において同じ。)又は特別区及びこれを包括する都道府県は、共同して、内閣総理大臣 に対し、指定都市又は特別区とこれを包括する都道府県の関係に係る制度に関し政府が講ずべき措置に関
- 2 前項の提案については、当該指定都市又は特別区及び都道府県の議会の議決を経なければならない。
- る 内閣総理大臣は、第一項の提案を受けた場合において必要があると認めるときは、速やかに地方制度調

する提案をすることができる。

査会に諮問するものとする。

この法律は、公布の日から施行する。

出する理由である。を構築するため、大都市制度に関する提案に係る手続について定める必要がある。これが、この法律案を提地方公共団体の意思を尊重しつつ、国と地方公共団体が相互に協力して、地域の実情に応じた大都市制度

## 第30次地方制度調査会第18回専門小委員会 次第

平成24年8月3日(金) 13:00~15:00 全国都市会館第1会議室(3階)

- 1 開 会
- 2 議 題
  - ① 大都市のあり方について
    - ・都区制度について
  - ② その他
- 3 閉 会

#### 〇配付資料

資料 1 前回の主な議論について

資料 2 都区制度関係資料

参考資料 都・特別区における税財政関係資料

# 第17回専門小委員会(7月18日開催)における主な議論について

## 「中核市・特例市に関する検討の視点」関係

- 人口が減少する中で人口要件のみに着目した現行制度は見直すべきではないか。
- 〇 大都市圏では、中核市の人口要件を満たしている団体であっても、不交付団体等では移行に消極的な傾向が見られるのではないか。
- 都道府県から、中核市、特例市に移譲すべき事務としては、教育分野、特に人事権や給与負担の 部分と都市計画、農地利用の分野があるのではないか。
- 人口20万以上の都市で保健所を設置しているものを、中核市とするというのは少し一般化しすぎではないか。保健所も共同設置できるよう地方自治法が改正されており、その活用も考えるべきではないか。
- 地方の拠点都市にリーダーシップを発揮してもらうためには、都市計画など、拠点都市の区域外に外部効果が及ぶ権限を移譲することが考えられるか。
- 地方の拠点都市が周辺地域も含めた区域に直接権限を行使する際に、協議会方式で方針を決定し、 進めていくようなことができるのではないか。
- 最近の自治体の権限移譲の要望は、特例市は中核市並に、中核市は指定都市並に、指定都市は特別自治市を望むといったように上昇運動を起こしているのではないか。中核市、特例市が多種多様である現状を踏まえると、国としての一定の権限配分を定めつつ、それ以上の権限移譲については、条例による事務処理特例制度を活用するといった二段構造でやるほかないのではないか。
- 特例市の特殊性があまりなくなってきているのではないか。人口20万以上なら中核市になり得るという形に統合することもあり得るのではないか。
- 〇 周辺の市町村まで含めた都市圏全体を包括する広域連合や定住自立圏による水平補完が制度化された場合に中心市が事務を行うことに対して、財源措置をすることもあるのではないか。
- 〇 地方の拠点都市の通勤・通学 1 0 %圏の中には県境を超えるものがあることについてどう考えるか。
- 拠点となり得る中核市、特例市に周辺市町村の分を含めて頑張ってもらうという考え方においては、定住自立圏の枠組みは有効ではないか。その際、中心市と周辺市で協定を結ぶ手法に加え、一部事務組合制度の要素を加えることも考えられないか。
- 市町村よりも県がやった方が良いものについては、逆移譲のようなものが制度としてあってもいいのではないか。ただし、この場合には、都道府県に現場機能もあって、それにふさわしい人材と財源も確保できるという制度をつくる必要があるのではないか。
- 中核市や特例市に関する検討の中で、住民自治の視点をどれだけ入れられるか。制度設計はなかなか難しいと思うが、支所・出張所などを活用し、独自の住民自治の拡充を図るというメッセージは出すべきではないか。
- O いじめ、虐待など子供の問題が山積する中で、児童相談所の設置を中核市等に下ろすべきではないか。
- 地方の拠点都市における権限移譲の受け皿としての体制整備について、定住自立圏タイプ、あるいは、一部事務組合・広域連合タイプがあるが、どういう事務をどちらでやるべきか、基準を考えるべきではないか。
- 教育関係の事務であれば、広域連合、教育委員会の共同設置などが受け皿の体制としてなじむと 考えられる一方、道路・河川については、圏域全体で計画を策定するための協議会が必要と考えられるなど、事務ごとに異なるのではないか。

- 都区制度はすでに定着しており、基本的には大きな制度変更は必要ないと考えるか。あるいは、効 率性や住民自治等の観点から見直すべき点はないか。
- 多くの特別区の人口規模が中核市・特例市並みであることから、中核市・特例市が行っている事務を特別区に移譲することについて、どう考えるか。他方、人口が少ない特別区があることについてどう考えるか。
- 〇 現在特別区で処理している事務の中に、都において処理すべき事務はあるか。特別区が一部事務組合で共同処理している事務(例:ごみ焼却施設の整備・管理運営、人事委員会等)についてどのように考えるか。
- 特別区の区域のあり方について、どう考えるか。
- 都と特別区の税財源の配分について、どう考えるか。都区財政調整制度は有効に機能しているか。
- 都と特別区の間の調整は有効に行われているか。法定されている都区協議会の運用状況について どのように考えるか。
- 〇 地方自治法に位置づけられた都区制度と、都と特別区について個別法に定められた各種制度との 関係をどう考えるか。

## 地方公共団体の主な役割分担の現状

(保健衛生)	(福祉)	(教育)	(環境)	(まちづくり)	(治安・安全・防
・麻薬取扱者(-部)の免 許 ・精神科病院の設置 ・臨時の予防接種の実 施	・保育士、介護支援専門員の登録 ・身体障害者更生相談所、知的障害者更生相 談所の設置	・小中学校学級編制基準、教職員定数の決定・私立学校、市町村立高等学校の設置認可・高等学校の設置管理	・第一種フロン類回収 業者の登録 ・公害健康被害の補償 給付	・都市計画区域の指定 ・市街地再開発事業の認 可 ・指定区間の1級河川、 2級河川の管理	・警察(犯罪捜査 運転免許等)
・精神障害者の入院措 置 ・動物取扱業の登録	・児童相談所の設置	・県費負担教職員の任 免、給与の決定	・建築物用地下水の採 取の許可	・区域区分に関する都市 計画決定 ・指定区間外の国道、県 道の管理 ・指定区間の1級河川(- 郵、2級河川(-新の管理	
・保健所の設置 ・飲食店営業等の許可 ・温泉の利用許可 ・旅館業・公衆浴場の 経営許可	・保育所、養護老人 ホームの設置の認可・ 監督 ・介護サービス事業者 の指定 ・身体障害者手帳交付	・県費負担教職員の研 修	・一般廃棄物処理施設、 産業廃棄物処理施設の 設置の許可 ・ばい煙発生施設の設 置の届出の受理	・屋外広告物の条例によ る設置制限 ・サービス付き高齢者向 け住宅事業の登録	
			・一般粉じん発生施設 の設置の届出の受理 ・汚水又は廃液を排出 する特定施設の設置の 届出の受理	・市街化区域又は市街化 調整区域内の開発行為の 許可 ・土地区画整理組合の設 立の認可	
・市町村保健センター の設置 ・健康増進事業の実施 ・定期の予防接種の実施 ・結核に係る健康診断 ・埋葬、火葬の許可	・保育所の設置・運営 ・生活保護(市及び福祉 事務所設置町村が処理) ・養護老人ホームの設置・運営 ・障害者自立支援給付 ・介護保険事業 ・国民健康保険事業	・小中学校の設置管理 ・幼稚園の設置・運営 ・県費負担教職員の服 務の監督、勤務成績の 評定	・一般廃棄物の収集や 処理 ・騒音、振動、悪臭を 規制する地域の指定、 規制基準の設定(市の み)	・上下水道の整備・管理 運営 ・都市計画決定 (上下水 道等関係) ・都市計画決定 (上下水 道等以外) ・市町村道、橋梁の建 設・管理 ・準用河川の管理	・消防・救急活動 ・災害の予防・警戒・防除等 (その他) ・戸籍・住基

### 都区制度の沿革

昭和18年7月 東京都制施行	○ 東京府・東京市を廃し、府の区域をもって東京都を設置 ○ 東京都の機能は、従来の府・市の機能を合わせたもの
	〇 都長官(官吏)が都を統括
	〇 区には、条例・規則制定権、課税権、起債権なし
	〇 区長は、官吏
昭和21年9月 東京都制改正	〇 都長官・区長は公選
-M.III 1 - 0 / A Alabarhinasair	〇 区に、条例・規則制定権、都条例による区税の課税権、起債権を付与
昭和22年5月 地方自治法制定	○ 区は、特別区になり、特別地方公共団体として位置付け
	〇 特別区に、原則として市に関する規定を適用
	〇 都知事・特別区の区長は、引き続き直接公選
昭和27年8月 地方自治法改正	○ 特別区を都の内部的団体に位置付け(都が基礎的な地方公共団体)
	〇 区長公選制を廃止 (区議会が都知事の同意を得て選任)
昭和39年7月 地方自治法改正	〇 都の福祉事務所等を特別区へ移管
	〇 特別区に、地方税法上の課税権を付与
昭和49年6月 地方自治法改正	〇 区長公選制を復活
	〇 都が行う保健所設置市の事務を特別区へ移管
	〇 都からの配属職員制度の廃止
平成10年5月 地方自治法改正	○ 特別区は、基礎的な地方公共団体として、都が処理するものを除き、一般的に
(平成12年4月1日施行)	市町村が処理する事務を処理
(1100 = 1 = 100 = = 100	〇 都から特別区への事務の移譲(一般廃棄物の収集・運搬・処分等)
	〇 特別区の廃置分合・境界変更の手続の改正(特別区の申請による)
	〇 都知事から特別区長への事務委任の義務付け、都知事の指揮監督の規定の廃止
	〇 都区財政調整制度の改正(調整財源の法定化、都の総額補填の廃止等)
	○ 入湯税の特別区への移譲 3

## 都区制度改革(平成12年4月1日施行)により特別区が処理することとされた事務

※地方自治法等の一部を改正する法律(平成10年法律第54号)等による移譲事務

#### 【一般市町村が処理することとされている事務】

- ◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律
  - 一般廃棄物の収集・運搬・中間処理・最終処分
  - 一般廃棄物処理業の許可等
  - ・廃棄物減量等推進審議会・同推進員の設置
- ◆容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
  - ・分別収集計画の策定
  - 分別収集の実施
- ◆下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法
  - ・「合理化事業計画」の策定等
  - ・合理化事業の実施
  - 一般廃棄物処理業者等の事業転換計画の認定

#### ◆浄化槽法

- 浄化槽清掃業の許可
- ・し尿処理施設における浄化槽汚泥等の受入れ
- ◆地方教育行政の組織及び運営に関する法律
  - ・特別区立義務教育諸学校教職員(県費負担教職員)の異動・昇任等に係る内申、服務等の取扱い
  - ・特別区立幼稚園教職員の任用その他の身分取扱い
  - •特別区立学校の教育課程、教科書その他の教材の取扱い
- ◆義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律
  - 義務教育諸学校における政治的教育の防止のための事務

5

- ◆義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 - 教科用図書の無償給与、採択等
- ◆教育公務員特例法
  - 初任者研修の指導教員の任命

#### 【保健所設置市が処理することとされている事務】

- ◆化製場等の規制に関する法律

  - ・化製場等の設置の許可及び許可の取消し ・化製場等の構造設備に関する変更届出の受理
  - ・化製場等の設置の許可を与えない場所の指定
- ◆有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律
  - ・製造・輸入・販売業者に対する回収等の措置命令、立入検査等
  - ·家庭用品衛生監視員の指定
- ◆浄化槽法
  - 浄化槽設置届出の受理等
  - ・浄化槽保守点検業の登録等
  - ・浄化槽の保守点検又は清掃についての改善命令等

#### 【個別法の政令で指定する市が処理することとされている事務】

- ◆温泉法
  - ·温泉利用の許可
  - 温泉利用施設の立入検査等

※事務内容・事務処理主体については、都区制度改革による移譲当時のものを記載。

# 特別区を構成団体とする一部事務組合等の例

名称	主な事務	構成団体	職員 (H22.7.1現在)	設置日
東京二十三区清掃一部事務組合	ごみの焼却施設等の整備及び管 理運営等	全ての特別区	1,187	H12.4.1
東京二十三区 清掃協議会	ごみの収集・運搬に係る請負契 約の締結に関する事務の管理・ 執行、関係団体間の連絡調整	全ての特別区、東京二 十三区清掃一部事務組 合		H12.4.1
特別区人事・厚生 事務組合	・人事委員会(23区職員の採用、 給与勧告等)に関すること ・共同で実施する職員の研修 ・特別区相互間及び特別区と都と の間の職員の人事交流に係る 連絡調整 等	全ての特別区	241	S26.8.10
臨海部広域斎場組合	火葬場及びこれに併設する葬儀 式場の設置及び管理運営	港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区	4	H11.10.20

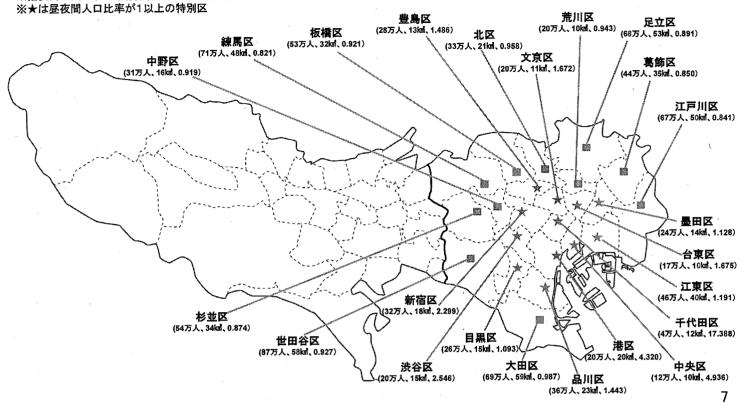
出典:地方公共団体間の事務の共同処理の状況調(平成22年7月1日現在)等より作成

### 特別区一覧

#### (平成24年4月1日現在)

#### ■ 特別区

※括弧内は人口(H22国勢調査、1万人未満切捨て)、面積(H22全国都道府県市区町村別面積調)及び昼夜間人口比率(H22国勢調査)



特别区①(千代田区~渋公区)

							СШС	723						
		千代田区	中央区	港区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
人口(人、)	H22国勢調査)	47,1151	122,762	205,131	326,3091	206,626	175,928	247,606,	460,819	365,3021	268,330	693,373	877,138	204,492
昼夜間人口	比率(H22国勢調査)	17.388	4.936	4.320	2.299	1.672	1.675	1.128	1.191	1.443	1.093	0.987	0.927	2.546
面積(km,	H22.10.1)	121	10	201	181	11,	10	14	40	231	15	59	58	15
		819	1,159	1,721	2,267	1,4391	1,351	1,702	2,272	2,153	1,8381	3,956	4,202	1,589
職	一般行政	78.4%	80.0%	80.0%	82.1%	80.6%	81.2%	85,6%	80.7%	82.1%	82.0%	87.1%	82.3%	80.39
部員	***	183 <sup>t</sup>	2471	3431	3361	246	220	187	444	3741	281	431	750	305
門数	教育	17.5%		15.9%	12.2%	13.8%	13.2%	9.4%	15.8%	14.3%	12.5%	9.5%	14.7%	15.49
間間		431	421	881	1591	101	93	100,	100	961	1221	1551	155	8
員一合	公営企業等会計	4.1%,	2.9%	4.1%	5.8%	5.7%1	5.6%1	5.0%	3.6%1	3.7%	5.4%_	3.4%	3.0%	4.39
数:	合計 一	1,045	1,4481	2,1521	2,7621	1,786	1,664	1,989	2,816	2,6231	2,2411	4,5421	5,107	
?! T ス ホ	一般行政	174!	94!	84!	69	701	77	691	491	59	68,	57	48	78
스¦& 다	教育	39,	20:	17	10,	12	13	8!	101	10i	101	<u>6</u> i	9	18
たりに	公営企業等会計	9'	31	4	5	5,	51	41	21	31	51	2	2	4
-12%		222	118	105	85	861	951	801	61 <sup>1</sup>	72	841	66	58	9.
表入(百万	円、H22決算)	46,894	70,0081	105,124	133,914	73,476	90,260	106,202	157,196	136,169	86,7841	220,782	242,133	83,90
地方税		13,946	20,212	59,137	38,344	27,638	17,634	20,0551	41,6461	39,732	38,027	66,580	105,997	39,399
地方交	_ ~ ~	01	0	01	0	0,	o',	0,	o¦.	01.	01	01	0	(
国庫支	出金	3,002	5,590	8,538	21,578,	7,1001	18,338	19,7731	22,1461	17,769	8,824	36,756	37,472	8,03
地方債		01	579	01	1,814	0	o;	3,118	2,604	1,1721	8601	2,179	6,565	53
その他		29,946	43,627	37.449 <sup>1</sup>	72,179	38,739	54,288	63,256	90,800	77,496	39,073	115,267	92,099	35,93
歳出(百万	 円、H22決算)	44,738	67,302	99,089	129,725	70,202	87,171	103,667 <sup>1</sup>	152,970	132,095	84,154	217,897	239,156	79,169
義務的	経費	16,447 <sup>1</sup>	23,6651	36,456	68,1561	34,244	49,764	53,011	73,483	55,821 <sup>1</sup>	46,2081	121,748	115,443	38,134
	人件費	11,557	15,235	20,514	28,291	19,3351	15,8601	19,697	28,134	26,507	22,768	45,668	50,949	20,956
	扶助費	3,8751	7,4521	14,705	36,528	12,294	29,741	29,647	42,821	25,6601	16,1481	67,065	55,263	14,44
	公債費	1,015	979	1,236	3,337,	2,6151	4,1631	3,6671	2,5281	3,653	7,292	9,015	9,231	2,73
投資的		5,0261	13,406	18,463	15,559	4,500	4,600	12,140	15,574	25,2931	6,264	20,070	42,544	13,843
その他		23,266	30,231	44,170	46,009	31,458	32,807	38,516	63,913	50,980	31,683	76,079	81,169	27,19
<b>计政力指数</b>		0.80	0.68	1.27	0.66	0.62	0.43	0.38	0.47	0.54	0.74	0.55	0,77	1.0:
経常収支と		77.9%	81.0%	73.2%	87.8%	81.8%	87.6%	93.2%	83.4%	78.8%	97.5%	88.4%	87.0%	92.5
実質公債費		3.0%	2.3%	-0.5%	0.2%	0.3%	4.7%	1.4%	-1.6%	0.1%	6.3%	1.0%	-0.1%	-0.19
将来負担と														
	人口1人あたり・千円)	1,552	436	638	138,	2821	1801	621	149	188	61	146	73	29
 e方債残高(	人口1人あたり・千円)	1051	321	391	791	64	128,	106	55	681	1511	711	81	9:
ラスパイレ	ス指数(H23.4.1)	100.2	100.6	99.7	99.9	100.3	99.7 ¦ 太枠は50km以	99.6	99.8 ¦ 3km未満の区	99.8	100.1	100.8	100.4	99.6

<sup>※</sup> 人口の太枠は50万人以上、網掛けは15万人未満の区、昼夜間人口比率の太枠は1以上の区、面積の太枠は50km以上、網掛けは13km未満の区
※ 部門別職員数は総務省1地方公共団体定員管理調査」に基づく平成23年4月1日時点の一般験に属する常勤の職員数 (注)「一般行政」は、議会事務局、総務・企画、税務、労働、農林水産、商工、土木、民生、衛生の各部門(教育を除く各種行政委員会を含む。)の総称であり、「公営企業等会計」は、病院、水道、下水道、交通、その他(国保事業、収益事業、介護保険事業、その他)の各部門の総称である。
※ 財政指標については、いずれもH22決算数値。財政力指数の太枠は1.0以上、網掛けは0.0未満の区、経常収支比率の太枠は80.0未満、網掛けは90.0%以上の区。特別区の財政力指数は、特別区財政調整交付金の算定に要した基準財政需要額と基準財政収入額によって算出したものであり、他の地方公共団体の財政力指数とは定義が異なり、比較できないもの。
※ 将来負担比率欄の「一」は、充当可能財源等が将来負担額を上回っている場合である。

### 特别区②(中野区~江戸川区)

	***					加山区区	ノヘエキ	<b>,四</b>	/		***************************************				
			中野区	杉並区	豊島区	北区	荒川区 !	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区(	江戸川区	特別区 平均値	(参考) 都道府県	(参考) 市町村
ᄱ	(人、	H22国勢調査)	314,750	549,569	284,678	335,544	203,296	535,824	716,124	683,426	442,586	678,967	388,943		
昼夜	一人口	比率(H22国勢調査)	0.9191	0.874	1.486	0.958	0.9431	0.921	0.821	0.891	0.850	0.841	1.309		
面積	(kmi	, H22.10.1)	16,	34	13	21	10	32	48	53	35	50	27		
7		一般行政	1,903	2,938	1,7441	2,069	1,286	3,068	3,838	3,217	2,516	3,031	2,264		
- {	職	I 74X174X	85.9% <sup>1</sup>	80,9%	86,2%	83.7%	81.1%	85.1%	81.5%	89,3%	82.7%	80.7%	82.9%		
部门門	員	r — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	196	553	172	287	226	350	658	250	4041	559	348		
別	数	1 <del>7X F1</del>	8.8%1	15.2%	8.5%1	11.6%	14.2%	9.7%	14.0%	6.9%	13.3%	14.9%	12.7%		
	割	」公営企業等会計	116	142	108	117	74	187	215	134	1221	167	118		
職員	合	公西正朱守太司 	5.2%1	3.9%	5.3%1	4.7%	4.7%1	5.2%	4.6%	3.7%	4.0%	4.4%	4.3%		
数		合計	2,215	3,633	2,024	2,473	1,586	3,605	4,711	3,601	3,0421	3,757	2,730		
윘	. 조	一般行政	601	531	611	62	631	57	54	47	57	45	58		
	<b>あ口</b>	教育	6,	10	6	9	11.	7	9	4	91	8	9		· ·
j,	り方	公営企業等会計	41	3	41	3	41	3	3	2	3!	2	3		
. ]	<u> </u>	合計	70'	66	71!	74	78	67	66	53	69	55	70		
		円、H22決算)	105,166	161,190	99,320	127,416	82,541	177,870	223,786	245,450	160,752	235,853	137,921		
	也方利	£	29,4851	58,662	27,4181	25,256	14,4241	41,231	59,940	42,053	30,351	47,752	39,344		
t	也方る	と付税	0	0	0,	0	0	0	0	0	01	0	0		
	国庫は	出金	15,7451	20,615	17,3171	20,262	13,8131	36,133	40,602	50,539	29,032	42,222	21,791		
_ t	也方句	t	6,473	2,358	1,519,	2,447	1,518	4,109	4,366	4,828	01	1,500	2,111		
	その他	1	53,464	79,555	53,0661	79,450	52,786	96,397	118,878	148,030	101,369	144,379	74,675		
歳出	(百)	円、H22決算)	103,454	153,261	96,739	123,409	80,073	174,944	219,473	237,188	154,124	224,030	133,653		
_ 4	<b>養務</b> 自	的経費	57,378	76,393	52,915	62,670	44,178	104,141	120,617	133,880	84,855	113,435	68,828		,
		人件費	23,5771	37,897	21,041	24,469	16,670	34,806	45,342	38,119	30,395	36,528	27,579		
		扶助費	26,623	34,630	25,698	35,454	24,413	62,827	64,857	83,000	50,0201	74,902	36,438		
		公債費	7,1781	3,866	6,1761	2,747	3,0951	6,508	10,418	12,762	4,441	2,005	4,811		
	<b>殳資</b> 的	9経費	12,296	17,375	13,160	11,659	7,408	15,068	28,699	21,852	15,5931	20,674	15,699		
- 2	その世	<u>t</u>	33,780	59,493	30,6641	49,080	28,4871	55,736	70,158	81,455	53,676	89,921	49,127		
財政	力指	数	0.50 <sup>1</sup>	0.65	0.52	0.38	0.30	0.44	0.48	0.34	0.35	0.41	(注1) 1.57	0.49	0.53
経常	収支.	比率	88.4%	84.0%	86.7%	86.7%	85.7%	90.9%	87.1%	85.8%	81.7% <sup>l</sup>	83.0%	85.7%	91.9%	89.2%
実質	公債	費比率	2.8%	-2.5%	5.2%	-1.2%	4.1%	0.4%	1.3%	1.9%	6.8%	-3.8%	1.3%	13.5%	(注2) 10.5%
将来	負担	比率		_ = = = I		_ = = = I	T L							220.8%	(注2) 79.7%
積立会	è残高	(人口1人あたり・千円)	1181	63	1321	133	1301	741	74	158	183	155	151	54	73
地方包	残高	(人口1人あたり・千円)	165	27	113	93	99,	74	79	111	961	27	80	669	,
ラス	ペイレ	ス指数(H23.4.1)	100.2	100.5	99.1	99.7	99.3	99.7	99.8	100.7	100.0	99.6	100,0	99.3	市:98.8 町村:95.3

※ 「特別区平均値」欄の人口・面積・部門別職員数・歳み・歳出は特別区の合計値を23で割ったものであり、その他は特別区全域を1つの団体として計算した値である。
※ 「(参考)都道府県」、「(参考)市町村」欄の財政力指数は単純平均であり、経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率、ラスパイレス比率は加重平均である。
(注1) 「特別区平均値」欄の財政力指数は、平成20年度から22年度までの普通交付税の算定に用いる特別区の基準財政需要額と基準財政収入額によって算出しており、他の地方公共団体と比較可能である。
(注2) 「(参考)市町村」欄の実質公債費比率及び将来負担比率は、特別区を含んでいる。

# 東京都・神奈川県・愛知県・大阪府における都府県・市区町村の職員定数①

		東	京				神奈	EJII .		
平成23年職員定数	東京都	特別区計	その他 市町村	合計	神奈川県	横浜市	川崎市	相模原市	その他 市町村	合計
一般行政	18,491	52,078	17,865	88,434	7,374	13,977	7,462	3,083	14,381	46,27
(人口1万人あたり(一般行政))	14.1	58.2 <sup>1</sup>	42.4	67.2	8.1	37.9	52.3	43.0	44.7	51.1
税務(内数)	2,972	1,983	1,537	6,492	789	1,105	484	203	1,092	3,67
保育所(内数)	0	13,794	2,973	16,767	0	1,299	1,167	396	1,603	4,46
保健所 (内数)	467	2,395	111	2,973	428	917	389	115	157	2,00
農林水産(内数)	574	44	193	811	794	106	42	48	336	1,32
教育	62,625	8,002	4,184	74,811	48,584	2,564	1,370	525	3,077	56,12
警察	46,721	0,	0	46,721	16,850	0	0	0	0	16,85
消防	18,684	0	143	18,827	0	3,439	1,466	716	3,629	9,25
普通会計 計	146,521	60,080	22,192	228,793	72,808	19,980	10,298	4,324	21,087	128,49
(人口1万人あたり(普通会計計))	111.3	67.2	52.7	173.9	80.5	54.2	72.2	60.3	65.6	142.0
公営企業等会計	20,297	2,721	3,949	26,967	994	7,263	3,328	196	5,205	16,98
病院(内数)	6,874	0,	2,007	8,881	0	2,139	1,243	5,	3,253	6,64
水道 (内数)	3,734	0	122	3,856	643	1,538	661	2,	391	3,23
下水道 (内数)	2,434	0!	425	2,859	84	804	419	76	597	1,98
合計 計	166,818	62,801	26,141	255,760	73,802	27,243	13,626	4,520	26,292	145,48
(人口1万人あたり(合計))	126.8	70.2	62.0	194.4	81.6	73,9	95.6	63.0	81.7	160.8
人口(人、H22国勢調査)	13,159,388	8,945,695	4,213,693	13,159,388	9,048,331	3,688,773	1,425,512	717,544	3,216,502	9,048,33

※ 職員定数の数値は、平成23年地方公共団体定員管理調金結果、総務省日石行政同和サルチルと主題、パーのである。 (注)「一般行政」は、議会事務局、総務・企画、税務、労働、農林水産、商工、土木、民生、衛生の各部門(教育を除く各種行政委員会を含む。)の総称であり、「公営企業等会計」は、病院、水道、下水10円である。10円では、10円である。10円である。10円では、10円である。10円では、10円では、10円では、10円である。10円では、1

# 東京都・神奈川県・愛知県・大阪府における都府県・市区町村の職員定数②

		愛	知				大 阪		
平成23年職員定数	愛知県	名古屋市	その他 市町村	合計	大阪府	大阪市	堺市	その他 市町村	合計
一般行政	8,617	11,640	24,963	45,220	8,057	16,999	3,374	22,330	50,760
(人口1万人あたり(一般行政))	11.6	51.4	48.5	61.0	9.1	63.8	40.1	41.7	57.3
税務 (内数)	877	957 <sub>1</sub>	1,843	3,677	880	1,079	244	1,692	3,895
保育所(内数)	0	1,547	6,854	8,401	0	1,611	320	4,159	6,090
保健所(内数)	509	721	254	1,484	649	874	77,	231	1,831
農林水産 (内数)	1,585	941	745	2,424	440	9	40	293	782
教育	46,795	3,031	3,841	53,667	51,891	4,550	682	5,537	62,660
警察	14,251	0¦	0	14,251	23,092	0	0	0	23,092
消防	0	2,372	4,113	6,485	0	3,423	909	3,862	8,194
普通会計 計	69,663	17,043	32,917	119,623	83,040	24,972	4,965	31,729	144,706
(人口1万人あたり(普通会計計))	94.0	75.3	64.0	161.4	93.7	93.7	59.0	59.2	163.2
公営企業等会計	2,251	8,558	11,766	22,575	489	13,225	1,291	9,517	24,522
病院(内数)	1,649	1,377	8,273	11,299	0	1,939	619	5,156	7,714
水道 (内数)	269	1,323	1,080	2,672	0	1,794	263	1,688	3,745
下水道(内数)	110	1,061	853	2,024	316	1,562	248	961	3,087
슴 計	71,914	25,601 <sup>1</sup>	44,683	142,198	83,529	38,197¦	6,256	41,246	169,228
(人口1万人あたり(合計))	97.0	113.1	86.8	191.9	94.2	143.3	74.3	77.0	190.9
人口(人、H22国勢調査)	7,410,719	2,263,894	5,146,825	7,410,719	8,865,245	2,665,314	841,966	5,357,965	8,865,245

<sup>※</sup> 職員定数の数値は、平成23年地方公共団体定員管理調査結果(総務省自治行政局給与能率推進室調べ)による。

### 特別区及び指定都市の区別の議員数①(特別区~川崎市)

																				, 1					( <del>4</del> )	过:人)	
J	東京都·特別	川区		:	北海道・札	幌市		ī	g 城県・仙	台市		埼	E県・さいた	こます	ī	-	千葉県・千	葉市		神	奈川県・横	浜市		神	奈川県・川	崎市	
区	ΛD	都騰 数	区議 数	区	ᄱ	道議 数	市議数	区	ᄱ	県臓 数	市議 数	K	ᄱ	県議 数	市議 数	区	ᄺ	及 類	市議 数	N	기	県議 数	市議数	K	ᄱ	県議 数	市議数
東京都	13,159,388	127		北海道	5,506,419	104	$\setminus$	宮城県	2.348,165	59		埼玉県	7,194,556	94	/	千葉県	6,216,289	95	$\overline{\ \ }$	神奈川県	9,048,331	107	$\nearrow$	神奈川県	9,048,331	107	$\supset$
23区計	8,945,695	89	906	札幌市	1,913,545	28	68	仙台市	1,045,986	24	55	さいたま市	1,222,434	15	60	千葉市	961,749	14	54	横浜市	3,688,773	42	86	川崎市	1,425,512	17	60
千代田区	47,115	1	25	中央区	220,189	3	7	青葉区	291,436	7	15	西区	84,029	1	4	中央区	199,364	3	11	鶴見区	272,178	3	6	川崎区	217,328	3	9
中央区	122,762	1	30	北区	278,781	4	10	宮城野区	190,473	4	10	北区	138,630	2	7	花見川区	180,949	3	11	神奈川区	233,429	3	5	幸区	154,212	2	7
港区	205,131	2	34	東区	255,873	4	9	若林区	132,306	3	7	大宮区	108,488	1	5	稲毛区	157,768	2	9	西区	94,867	1	2	中原区	233,925	3	10
新宿区	326,309	4	38	白石区	204,259	3	7	太白区	220,588	5	12	見沼区	157,143	2	8	若葉区	151,585	2	9	中区	146,033	2	4	高津区	217,360	2	9
文京区	206,626	2	34	厚別区	128,492	2	5	泉区	211,183	5	11	中央区	96,055	1	5	緑区	121,921	2	6	南区	196,153	2	5	宮前区	218,867	3	9
台東区	175,928	2	32	豊平区	212,118	3	7					桜区	96,911	1	5	美浜区	150,162	2	8	港南区	221,411	3	5	多摩区	213,894	2	9
墨田区	247,606	3	32	清田区	116,619	2	5					浦和区	144,786	2	7					保土ケ谷区	206,634	2	5	麻生区	169,926	2	7
江東区	460,819	4	44	南区	146,341	2	6					南区	174,988	2	9					旭区	251,086	3	6				
品川区	365,302	4	40	西区	211,229	3	7					緑区	110.118	1	5					磯子区	163,237	2	4				
目黒区	268,330	3	36	手稲区	139,644	2	5					岩槻区	111,286	2	5	l				金沢区	209,274	2	5				
大田区	693,373	8	50																	港北区	329,471	4	, <b>8</b>				
世田谷区	877,138	8	50																	繰区	177,631	2	. 4				
渋谷区	204,492	2	34																	肯葉区	304,297	4	7				
中野区	314,750	4	42																	都筑区	201,271	2	4				
杉並区	549,569	6	48																	戸塚区	274,324	3	6				
豊島区	284,678	3	36																	栄区	124,866	1	3				
北区	335,544	4	44																	泉区	155,698	2	4				
荒川区	203,296	2	32																	瀬谷区	126,913	1	. 3				
板橋区	535,824	5	46																								
練馬区	716,124	6	50																								
足立区	683,426	6	45																								
葛飾区	442,586	4	40																								

<sup>※</sup>人口は平成22年国勢調査の値である(熊本市は平成24年5月1日現在推計人口)。口

江戸川区 678,967 5 44

<sup>(</sup>注)「一般行政」は、議会事務局、総務・企画、税務、労働、農林水産、商工、土木、民生、衛生の各部門(教育を除く各種行政委員会を含む。)の総称であり、「公営企業等会計」は、病院、水道、下水道、交通、その他(国保事業、収益事業、介護保険事業、その他)の各部門の総称である。

<sup>※</sup>議員数は各都道府県及び各指定都市議員定数条例による。なお、既に定数条例を改正し未施行(次回選挙から適用)の場合は当該未施行の条例定数による。

# 特別区及び指定都市の区別の議員数②(相模原市~大阪市)

(単位:人)

																_									中位		
神务	川県·相			1	所渴県·新			-		岡市		. 1	9岡県・浜			愛	知県·名古			3	都府・京	都市		. ヺ	「阪府・大	灰市	
区	人口	県議 数	市議 数	Ø	ΛΠ	県議 数	市議数	区。	ᄱ	県議 数	市議数	区	ᄉᄆ	県議 数	市議 数	区	人口	県議 数	市議 数	区	ᄱ	府議 数	市議 数	Ø	人口	府議 数	市議数
神奈川県	9,048,331	107		新潟県	2,374,450	53		静岡県	3,765,007	69		静岡県	3,765,007	69	$\overline{}$	愛知県	7,410,719	103	$\nearrow$	京都府	2,636,092	60	$\overline{}$	大阪府	8,865,245	88	abla
相模原市	717,544	8	49	新潟市	811,901	15	56	静岡市	716,197	13	53	浜松市	800,866	15	46	名古屋市	2,263,894	32	75	京都市	1,474,015	35	69	大阪市	2,665,314	28	86
緑区	176,192	2	12	北区	77,621	2	6	葵区	255,375	5	19	中区	238,477	4	14	千種区	160,015	2	5	北区	122,037	3	6	北区	110,392	1	3
中央区	266,988	3	18	東区	138,096	· 2	10	駿河区	213,059	4	15	東区	126,609	2	7	東区	73,272	1	2	上京区	83,264	2	5	都島区	102,632	1	3
南区	274,364	3	19	中央区	180,537	3	12	清水区	247,763	4	19	西区	113,654	2	6	北区	165,785	3	6	左京区	168,802	4	9	福島区	67,290	1	2
				江南区	69,365	1	5					南区	102,381	2	6	西区	144,995	2	- 5	中京区	105,306	3	- 5	此花区	65,569	1	2
				秋葉区	77,329	2	5					北区	94,680	2	5	中村区	136,164	2	. 5	東山区	40,528	1	2	中央区	78,687	1	2
				南区	46,949	1	3					浜北区	91,108	2	5	中区	78,353	1	2	山科区	136,045	3	6	西区	83,058	. 1	2
			i	西区	161,264	3	11					天竜区	33,957	1	3	昭和区	105,536	2	4	下京区	79,287	2	4	港区	84,947	1	2
				西蒲区	60,740	1	4						<u> </u>			瑞穂区	105,061	2	4	南区	98,744	3	5	大正区	69,510	1	3
																熟田区	64,719	1	2	右京区	202.943	- 5	9	天王寺区	69,775	1	2
																中川区	221,521	3	7	西京区	152.974	3	6	浪速区	61,745	1	2
																港区	149,215	2	5	伏見区	284,085	6	12	西淀川区	97,504	1	2
																南区	141,310	2	5					淀川区	172,078	2	5
																守山区	168,551	2	6	i				東淀川区	176,585	2	
																緑区	229,592	3	7					東成区	80,231	1	3
																名東区	161,012	2	5	İ				生野区	134,009	1	5
																天白区	158,793	2	5	İ				旭区	92,455	1	3
																				ı				城東区	165,832	2	- 5
																								鶴見区	111,182		3
																								阿倍野区	106,350	1	4
																								住之江区	127,210		
																								住吉区	155,572	1	
																								東住吉区	130,724	1	
																								平野区	200.005		6
																								西成区	121,972	1	- 6
																								四次区	121,972	_ 1	5

※人口は平成22年国勢調査の値である(熊本市は平成24年5月1日現在推計人口)。口

※議員数は各都道府県及び各指定都市議員定数条例による。なお、既に定数条例を改正し未施行(次回選挙から適用)の場合は当該未施行の条例定数による。

# 特別区及び指定都市の区別の議員数③(堺市~熊本市)

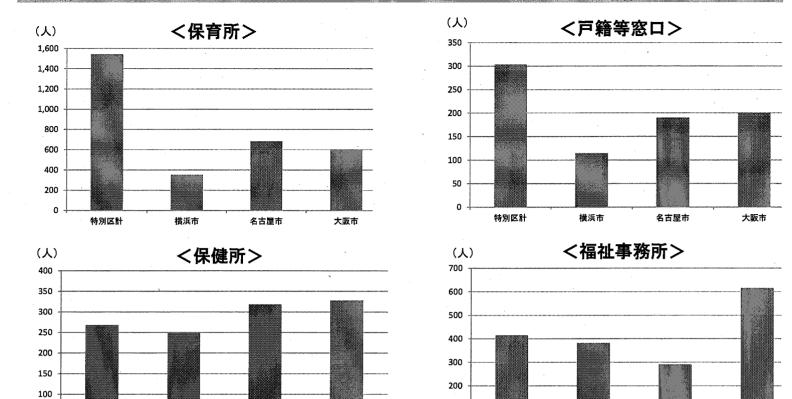
(単位:人)

13

	大阪府・場	市		,	兵庫県·神	戸市		F	岡山県・岡	山市			広島県・広	島市		福	岡県・北ク	州市		1	富岡県・福	岡市		1	本県・熊	本市	
Z	人口	府議 数	市議数	区	人口	県麓 数	市議数	区	人口	県騰 数	市議数	区	人口	県議 数	市議 数	K	人口	県臓 数	市機数	K	ᄱ	県讃 数	市騰数	K	人口	県議 数	市機数
大阪府	8,865,245	88		兵庫県	5,588,133	89		岡山県	1,945,276	56	$\overline{}$	広島県	2,860,750	66	$\overline{}$	福岡県	5,071,968	86	$\overline{}$	福岡県	5,071,968	86		熊本県	1,817,426	49	
堺市	841,966	6	52	神戸市	1,544,200	23	69	岡山市	709,584	19	46	広島市	1,173,843	25	55	北九州市	976,846	16	61	福岡市	1,463,743	22	62	熊本市	737,001	16	48
堺区	148,748	1	9	東灘区	210,408	3	9	北区	302,685	፠ 8	20	中区	130,482	3	6	門司区	104,469	2	7	東区	292,199	4	12	中央区	185,065	4	12
中区	123,532	1	8	凝区	133,451	2	6	中区	142,237	4.	9	東区	120,751	3	6	小倉北区	181,936	3	12	博多区	212,527	3	9	東区	188,959	4	12
東区	85,444	Ж 1	5	中央区	126,393	2	5	東区	96,948	3	6	南区	138,190	3	7	小倉南区	214,793	3	12	中央区	178,429	3	7	西区	93,405	2	6
西区	133,622	1	8	兵庫区	108,304	2	5	南区	167,714		11	西区	186,985	4	9	若松区	85,167	2	6	南区	247,096	4	11	南区	123,922	3	8
南区	154,779	1	10	北区	226,836	3	10	※北区 で定数	及び加賀郡	(13,0	33人)	安佐南区	233,733	4	10	八幡東区	71,801	1	- 5	城南区	128,659	2	6	北区	145,650	<sup>2</sup> 3	10
北区	156,561	1	9	長田区	101,624	2	5	L JE XX	•			安佐北区	149,633	3	7	八幡西区	257,097	4	15	早良区	211,553	3	9				
美原区	39,280	<b>%</b> 1	3	須磨区	167,475	3	8					安芸区	78,789	2	4	戸畑区	61,583	1	4	西区	193,280	3	8				
※東区	及び美原区	で定	数1	垂水区	220,411	3	10	].				佐伯区	135,280	3	6					•	l			•			
				西区	249,298	3	11	1								•											

※人口は平成22年国勢調査の値である(熊本市は平成24年5月1日現在推計人口)。口

※議員数は各都道府県及び各指定都市議員定数条例による。なお、既に定数条例を改正し未施行(次回選挙から適用)の場合は当該未施行の条例定数による。



(出典)総務省調べ(平成23年4月1日時点の職員数)

50

0

※ 保育所職員数には、保育士のほか事務職員も含む。

横浜市

※ 戸籍等窓口職員数には、戸籍、住民基本台帳、印鑑証明等の窓口業務に従事する職員をいう。

特別区、横浜市、名古屋市、大阪市における図書館と体育館の設置状況

大阪市

100

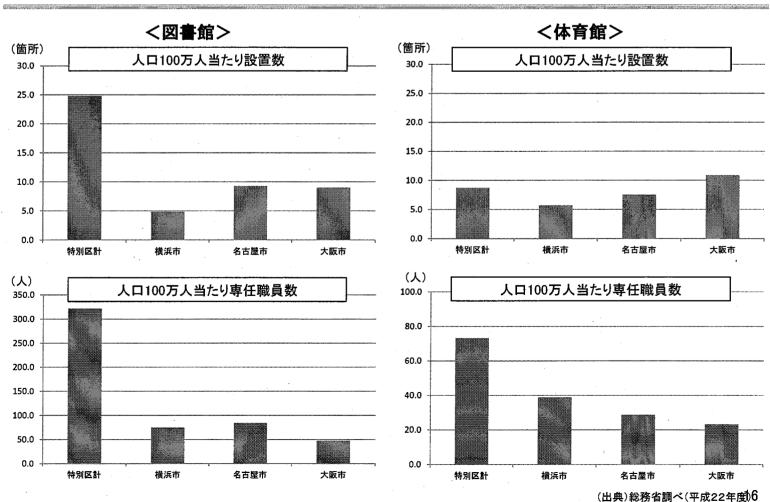
0

特別区計

横浜市

名古屋市

大阪市



#### 東京都

- 現行の都区制度は、巨大都市東京の一体性、統一性の確保と 住民自治の両立が可能な首都東京固有の制度であり、最適かつ 必須の制度。
- 都区合意のもと、5年前から「都区のあり方検討委員会」で、① 事務配分、②区域、③税財政制度について検討。各項目は独立 しているものではなく、3つが一体として切り離せない関係。まず、 ①事務配分について検討が必要。②については、最適規模を人 口50万人を目安に区域を再編し、その後、事務を振り替えること が適当。いずれにせよ、最大の関心は、住民サービスをより良く すること。
- 都区財政調整制度のしくみは、都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するための制度として有効に機能。
- 都区特有の事務配分として行われている事務について、例えば、 消防、水道事務はスケールメリットを活かせる典型的な事務と認 識。都の事務として引き続き実施していくことが適当。
- 児童相談所については、移管の是非よりも、児童虐待防止という観点から、どういうサービスの提供形態がいいのか議論すべき。
- 現行の都区制度の見直しについては、特別区との協議を行うことで課題の解消は可能であり、制度改正のニーズはほとんどないと認識。

### 特別区長会

- 都区制度は、東京都と特別区双方の認識が一致すれば非常に 良い制度であるが、全てが円満とは言えず、必ずしもモデルとな るものではない。
- 現行制度の下での最大の課題は、都が一体的に処理するとされている市町村事務の範囲が明らかになっていないこと。都と区の役割分担の明確化と役割分担に基づく安定的な財源配分の確立が必要。
- 区域の再編など区域のあり方については、それぞれの区が主体的に判断すべきもの。事務配分の議論の前提と位置付けるべきではない。
- 特別区間の財政調整について、都区間の財源配分を行った後の区側の財源の配分については、特別区間の自主的な調整を基本に整理すべき。
- 特別区にもっと権限を移譲すべきであり、能力的にも可能。特に 児童相談所については区に移管する方向で協議を早期に進めた い。また、例えば水道管の耐震補強も区がそれぞれ実施した方 が早くできる。
- 都区間の役割分担及び財源配分について、現行制度の協議による解決を図るべく運用改善を優先して取り組んでいるが、協議による解決の限界を克服する方策として、「都の区」の制度を廃止し、東京大都市地域の基礎自治体を「東京○○市」とする「基礎自治体連合」の構想も選択肢の一つである。

## 都区協議会の概要及び開催状況(平成23年度)

#### 【概要】

都及び特別区の事務の処理について、都と特別区及び特別区相互間の連絡調整を図るため、都及び特別区をもって都区協議会を設けることとされており(地方自治法第282条の2第1項)、都が特別区財政調整交付金に関する条例の制定又は改正を行う場合、都区協議会の意見を聴かなければならない(同条第2項)。

#### 【構成員】

- ・都側(7名) 知事◎、副知事(3名)、知事本局長、総務局長、財務局長
- •区 側(8名) 荒川区長、江東区長、品川区長、新宿区長、文京区長、世田谷区長、豊島区長、足立区長

◎会長(互選·任期2年)

#### 【開催状況(平成23年度)】

- ◆第1回都区協議会(平成23年6月2日)※書面による会議
  - 協議事項 都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例(案)について
  - ・報告事項 平成22年度都区協議会歳入歳出決算について
- ◆第2回都区協議会(平成23年8月5日)※書面による会議
- ・協議事項① 平成23年度都区財政調整の決定について
- ・協議事項② 監査をする委員の指名について
- ◆第3回都区協議会平成24年2月10日
- 協議事項① 平成24年度都区財政調整について
- -協議事項② 都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例(案)について
- ・協議事項③ 平成23年度都区財政調整再調整について
- ・協議事項④ 平成24年度都区協議会予算(案)について
- ・報告事項 都区のあり方に関する検討について

出典:特別区長会ホームページ

## 「都」、「特別区」について規定している法律①

※「都の」、「都に」、「都が」、「都と」、「都は」、「都を」、「「都」」、「都、」、「「特別区」」、「「区」」(特別区を指すもの)のいずれかの用語が用いられている法律を検索した結果(142法律)であり、必ずしも全ての法律において都又は特別区に関する特例が定められている訳ではない。

- •商法(明治三十二年法律第四十八号)
- •健康保険法(大正十一年法律第七十号)
- 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号)
- •裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)
- 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律(昭和二十二年法律第六十三号)
- •地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)
- •最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第百三十六号)
- •裁判官弾劾法(昭和二十二年日法律第百三十七号)
- 戸籍法 (昭和二十二年法律第二百二十四号)
- •食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)
- ·地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)
- •社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)
- -競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)
- •消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)
- •貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)
- •公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)
- ・国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)
- •電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)
- •放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)
- ・国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第百七十九号)
- •建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)
- •国土形成計画法(昭和二十五年法律第二百五号)
- •小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)

## 「都」、「特別区」について規定している法律②

- •地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)
- •地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)
- ・高圧ガス保安法 (昭和二十六年法律第二百四号)
- •土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)
- •外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五号)
- •道路法(昭和二十七年法律第百八十号)
- •道路法施行法(昭和二十七年法律第百八十一号)
- ·農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)
- •日本赤十字社法(昭和二十七年法律第三百五号)
- •商工会議所法(昭和二十八年法律第百四十三号)
- •警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)
- -日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)
- ・財団法人日本海員会館に対する国有の財産の譲与に関する法律(昭和三十年法律第八十号)
- •地方揮発油讓与稅法(昭和三十年法律第百十三号)
- •国有資産等所在市町村交付金法(昭和三十一年法律第八十二号)
- •首都圈整備法(昭和三十一年法律第八十三号)
- 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和三十一年法律第百七号)
- •租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)
- •特別とん譲与税法(昭和三十二年法律第七十七号)
- •国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律(昭和三十二年法律第百四号)
- ·水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)
- •下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)
- 国家公務員共済組合法 (昭和三十三年法律第百二十八号)
- ・国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)
- •中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)

## 「都」、「特別区」について規定している法律③

- ・連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律(昭和三十四年法律第百六十五号)
- ・公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第百五十号)
- ・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)
- •地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)
- •中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第百一号)
- ・新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法(昭和三十九年法律第百十一号)
- •日本電気計器検定所法(昭和三十九年法律第百五十号)
- ·地方行政連絡会議法(昭和四十年法律第三十八号)
- ・都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)
- •日本勤労者住宅協会法(昭和四十一年法律第百三十三号)
- •地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)
- ・小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(昭和四十三年法律第八十三号)
- ·都市計画法(昭和四十三年法律第百号)
- ・租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)
- •地価公示法(昭和四十四年法律第四十九号)
- •小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)
- •全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)
- ・情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)
- •沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)
- ・特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法(昭和四十八年法律第百二号)
- ・大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)
- ·農住組合法(昭和五十五年法律第八十六号)
- ・日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)

21

## 「都」、「特別区」について規定している法律④

- ・大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法(昭和六十三年法律第四十七号)
- 多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第八十三号)
- •地価税法(平成三年法律第六十九号)
- ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)
- 国会等の移転に関する法律(平成四年日法律第百九号)
- •日本私立学校振興•共済事業団法(平成九年法律第四十八号)
- •日本銀行法(平成九年法律第八十九号)
- ・平成十四年ワールドカップサッカー大会特別措置法(平成十年法律第七十六号)
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)
- ・地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)
- •国立公文書館法(平成十一年法律第七十九号)
- 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第百十六号)
- •農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)
- •東京地下鉄株式会社法(平成十四年法律第百八十八号)
- •総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)
- ·高速道路株式会社法(平成十六年法律第九十九号)
- ・武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)
- ·会社法(平成十七年法律第八十六号)
- •住生活基本法(平成十八年法律第六十一号)
- •日本年金機構法(平成十九年法律第百九号)
- ・平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の道府県民税及び市町村民税の臨時特例に関する法律(平成二十二年法律第四十九号)
- ・東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律(平成二十三年法律第六十九号)
- ・その他 独立行政法人の設立根拠法 48法律

# 個別法における都・特別区の特例の主な例

### 1. 組織に関する特例

法 律	条 項
警察法	第47条① <u>都警察の本部として警視庁を</u> 、道府県警察の本部として道府県警察本部 <u>を置く。</u>
(昭和29年法律第162号)	第48条① <u>都警察に警視総監を</u> 、道府県警察に道府県警察本部長を <u>置く。</u>
	第49条① 警視総監は、国家公安委員会が都公安委員会の同意を得た上内閣総理大臣の承認を得て、任免す
	<u> </u>
	第50条① 警察本部長は、国家公安委員会が道府県公安委員会の同意を得て、任免する。

### 2-1. 事務配分に関する特例(都が特別区の存する区域において一体的に処理するもの)

法 律	条 項
消防組織法	第6条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。
(昭和22年法律第226 <del>号</del> )	第26条 特別区の存する区域においては、特別区が連合してその区域内における第六条に規定する責任を有する。
	第27条① 前条の特別区の消防は、都知事がこれを管理する。
消防法 (昭和23年法律第186号)	第37条 特別区の存する区域においては、この法律中市町村、市町村長又は市町村条例とあるのは、夫々これを都、都知事又は都条例と読み替えるものとする。
道路法 (昭和27年法律第180号)	第7条① 第三条第三号の都道府県道とは、地方的な幹線道路網を構成し、かつ、次の各号のいずれかに該当する道路で、都道府県知事が当該都道府県の区域内に存する部分につき、その路線を認定したものをいう。  一 市又は人口五千以上の町(以下これらを「主要地」という。)とこれらと密接な関係にある主要地、港湾法第二条第二項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾若しくは地方港湾、漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第五条に規定する第二種漁港若しくは第三種漁港若しくは飛行場(以下これらを「主要港」という。)、鉄道若しくは軌道の主要な停車場若しくは停留場(以下これらを「主要停車場」という。)又は主要な観光地とを連絡する道路  六 前各号に掲げるもののほか、地方開発のため特に必要な道路  第89条① 都の特別区の存する区域内においては、都知事は、第七条第一項各号に掲げる基準によらないで、議会の議決を経て、都道の路線を認定し、変更し、又は廃止することができる。

### 2-1. 事務配分に関する特例(都が特別区の存する区域において一体的に処理するもの)

法 律	条 項
水道法 (昭和32年法律第177号)	第49条 特別区の存する区域においては、この法律中「市町村」とあるのは、「都」と読み替えるものとする。
下水道法	第42条① 特別区の存する区域においては、この法律の規定(第二十五条の二第二項、第二十五条の三第二項
(昭和33年法律第79号)	及び第三十一条の二の規定を除く。)中「市町村」とあるのは、「都」と読み替えるものとする。
都市計画法	第87条の3① 特別区の存する区域においては、第十五条の規定により市町村が定めるべき都市計画のうち政令で定めるものは、都が定める。
(昭和43年法律第100号)	※ 上下水道、電気ガス供給施設、市場、と畜場等に関する都市計画については、都が定めることとされている。

### 2-2. 事務配分に関する特例(特別区に一般市以上の事務を配分するもの)

法 律	条 項	
地域保健法 (昭和22年法律第101号)	第5条① 保健所は、都道府県、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市その他の政令で定める市又は特別区が、これでする。	
(特別区が保健所を設置するこ	とによる事務配分の例)	
食品衛生法(昭和22年 法律第233号)	第66条 第四十八条、第五十二条から第五十六条まで及び第六十三条の規定中「都道府県知事」とあるのは、 保健所を設置する市又は特別区にあつては、「市長」又は「区長」と読み替えるものとする。ただし、政令で定める 営業に関する政令で定める処分については、この限りでない。	<b>ర</b>
地域保健対策強化のため の関係法律の整備に関す る法律 (平成6年法律第84号)	附則第12条 この法律による改正後の食品衛生法、狂犬病予防法及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律の定めるところにより特別区が処理し、又は特別区の区長が管理し、及び執行することとされている事務のうち、政令で定めるものについては、当分の間、都が処理し、又は都知事が管理し、及び執行するものとする。	
	※ 保健所設置市の事務のうち卸売市場の食品衛生の監視等の事務は、例外的に都が処理することとされている。	

法 律	条 項
薬事法 (昭和35年法律第145号)	第26条① 店舗販売業の許可は、店舗ごとに、その店舗の所在地の都道府県知事(その店舗の所在地が地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。)又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第二十八条第三項において同じ。)が与える。
感染症の予防及び感染 症の患者に対する医療 に関する法律(平成10 年法律第114号)	第64条① 保健所を設置する市又は特別区にあっては、第三章から前章までの規定(第十四条第一項及び 第五項、第三十八条第一項、第二項及び第五項から第九項まで、第五項、第六項、第八項及び第九項(同条第 二項、第八項及び第九項の規定にあっては、結核指定医療機関に係る部分を除く。)、第四十条第三項から第五 項まで、第四十三条(結核指定医療機関に係る部分を除く。)、第五十三条の二第三項、第五十三条の七第一項、 第五十六条の二十七第七項並びに第六十条を除く。)及び前条中「都道府県知事」とあるのは「市長」又は「区 長」と、「都道府県」とあるのは「市」又は「区」とする。 ② 特別区にあっては、第三十一条第二項及び第五十七条(第四号の規定に係る部分に限る。)中「市町村」とあ るのは、「都」とする。
健康増進法(平成14年 法律第103号)	第18条① 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、次に掲げる業務を行うものとする。 一 住民の健康の増進を図るために必要な栄養指導その他の保健指導のうち、特に専門的な知識及び技術を 必要とするものを行うこと。 二 特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設に対し、栄養管理の実施について必要な指導及 び助言を行うこと。
建築基準法 (昭和25年法律第201号)	第4条① 政令で指定する人口二十五万以上の市は、その長の指揮監督の下に、第六条第一項の規定による確認に関する事務をつかさどらせるために、建築主事を置かなければならない。 ② 市町村(前項の市を除く。)は、その長の指揮監督の下に、第六条第一項の規定による確認に関する事務をつかさどらせるために、建築主事を置くことができる。 ③ 市町村は、前項の規定によつて建築主事を置こうとする場合においては、あらかじめ、その設置について、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。
	第97条の3① 特別区においては、第四条第二項の規定によるほか、特別区の長の指揮監督の下に、この法律中建築主事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものをつかさどらせるために、建築主事を置くことができる。この場合においては、この法律中建築主事に関する規定は、特別区が置く建築主事に適用があるものとする。
;	※ 特別区は、一定規模以下の建築物等に関する建築確認の事務を行うため、都知事の事前同意を得ずに建築 主事を置くことができることとされている。 25

# 3. 税財政に関する特例

法 律	条 項
地方交付税法 (昭和25年法律第211号)	第21条 都にあつては、道府県に対する交付税の算定に関してはその全区域を道府県と、市町村に対する交付税の算定に関してはその特別区の存する区域を市町村と、それぞれみなして算定した基準財政需要額の合算額及び基準財政収入額の合算額をもつてその基準財政需要額及び基準財政収入額とする。
地方税法 (昭和25年法律第226号)	第4条② 道府県は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。 一 道府県民税
	第5条② 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。
	第734条① <u>都は、その特別区の存する区域において、普通税として、</u> 第四条第二項に掲げるものを課するほか、第一条第二項の規定にかかわらず、 <u>第五条第二項第二号及び第六号に掲げるものを課するものとする。</u> この場合においては、都を市とみなして第三章第二節及び第八節の規定を準用する。 ② <u>都は、その特別区の存する区域内において、第一条第二項の規定にかかわらず、都民税として次に掲げるものを課するものとする。</u> — 第四条第二項第一号に掲げる税のうち個人に対して課するもの(利子等に係るものを除く。) 二 第四条第二項第一号に掲げる税のうち利子等に係るもの 三 第四条第二項第一号に掲げる税及び第五条第二項第一号に掲げる税のうち、それぞれ法人に対して課するもの(利子等に係るものを除く。)
	第735条① <u>都は、その特別区の存する区域において、目的税として、道府県が課することができる目的税を課することができるほか、第一条第二項の規定にかかわらず、第五条第五項及び第六項第一号に掲げる目的税を課することができる。</u> この場合においては、都を市(同条第五項に掲げる目的税については、指定都市等)とみなして第四章中市町村の目的税に関する部分の規定を準用する。

# 3. 税財政に関する特例

条 項
第282条① 都は、都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、政令の定めるところにより、条例で、特別区財政調整交付金を交付するものとする。② 前項の特別区財政調整交付金とは、地方税法第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第三号の規定により都が課するものの収入額に条例で定める割合を乗じて得た額で特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように都が交付する交付金をいう。
第15条① <u>都の特別区の存する区域内に所在する国又は地方公共団体の所有する固定資産について交付すべき市町村交付金は、都に対して交付するものとする。</u> この場合においては、第七条の規定による台帳価格等の通知、第八条の規定による固定資産の価格の通知、第九条の規定による価格の修正の申出若しくはこれに係る通知、第十条の規定による固定資産の価格の配分の通知及びこれに係る修正の申出、第十一条の規定による市町村交付金の請求又は第十三条の規定による交付金額の修正の要求は、それぞれ都知事が行い、又は都知事に対して行うものとする。
第1条① 特別とん譲与税は、特別とん税法(昭和三十二年法律第三十八号)の規定による特別とん税の収入額に相当する額とし、同法第二条の開港(以下「開港」という。)に係る港湾施設が設置されている市町村で総務大臣が指定するもの(以下「開港所在市町村」という。)に対して譲与するものとする。 第6条 特別とん譲与税は、第一条の開港に係る港湾施設が都の特別区の存する区域に設置されている場合においては、都に対して譲与する。この場合においては、都を市とみなして、この法律の規定を適用する。

# 27

# 4. その他の特例

法 律	条 項
本 伴	* · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
公職選挙法 (昭和25年法律第100号)	第15条① 都道府県の議会の議員の選挙区は、郡市の区域による。 ⑧ 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。
	第266条① この法律中市に関する規定は、特別区に適用する。この場合において、第三十三条第三項中「第七条第六項」とあるのは、「第二百八十一条の四第六項(同条第九項において準用する場合を含む。)」とする。 ② 都の議会の議員の各選挙区において選挙すべき議員の数については、特別区の存する区域以外の区域を区域とする各選挙区において選挙すべき議員の数を、特別区の存する区域を一の選挙区とみなして定め、特別区の区域を区域とする各選挙区において選挙すべき議員の数を、特別区の存する区域を一の選挙区とみなした場合において当該区域において選挙すべきこととなる議員の数を特別区の区域を区域とする各選挙区に配分することにより定めることができる。
商工会議所法 (昭和28年法律第143号)	第8条① <u>商工会議所の地区は、市(都の区のある地域においては、そのすべての区を合わせたもの。以下同じ。)の区域とする。</u> ただし、商工業の状況により必要があるときは、町の区域又は市と市町村若しくは町と町村を合わせたものの区域とすることができる。
地方公務員等共済組合法 (昭和37年法律第152号)	第3条① 次の各号に掲げる職員の区分に従い、当該各号に掲げる職員をもつて組織する当該各号の地方公務員共済組合(次項に規定する都市職員共済組合を含み、以下「組合」という。)を設ける。  一 道府県の職員(次号及び第三号に掲げる者を除く。) 地方職員共済組合  二 公立学校の職員並びに都道府県教育委員会及びその所管に属する教育機関(公立学校を除く。)の職員公立学校共済組合  三 都道府県警察の職員 警察共済組合  四 都の職員(特別区の職員を含み、第二号及び前号に掲げる者を除く。) 都職員共済組合  五 地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(以下「指定都市」という。)の職員(第二号に掲げる者を除く。) 指定都市ごとに、指定都市職員共済組合  六 指定都市以外の市及び町村の職員(第二号に掲げる者を除く。) 都道府県の区域ごとに、市町村職員共済組合

# 4. その他の特例

法 律	条 項
大都市地域における住宅 及び住宅地の供給の促進 に関する特別措置法 (昭和50年法律第67号)	第2条 この法律において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。  一 大都市地域 都の区域(特別区の存する区域に限る。)及び市町村でその区域の全部又は一部が首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二条第三項に規定する既成市街地若しくは同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法(昭和三十八年法律第百二十九号)第二条第三項に規定する既成都市区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第百二号)第二条第三項に規定する都市整備区域内にあるものの区域をいう。
	第5条① 大都市地域内の市街化区域のうち、次に掲げる要件に該当する土地の区域については、都市計画に 土地区画整理促進区域を定めることができる。
	第24条① 大都市地域内の市街化区域のうち、次に掲げる要件に該当する土地の区域については、都市計画に 住宅街区整備促進区域を定めることができる。

# 都・特別区における事務配分・税の特例と都区財政調整

### 1. 事務配分の特例

都は、市町村が処理する事務のうち、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及 び統一性の確保の観点から、特別区の存する区域を通じて都が一体的に処理することが必要である と認められる事務を処理する。(地方自治法第281条の2)

(主な事務)

- ・上水道の整備、管理運営
- ・公共下水道の整備・管理運営
- ・消防に関する事務
- ・都市計画決定(上下水道、電気ガス供給施設、産業廃棄物処理施設、市場、と畜場等関係)

### 2. 地方税の特例

都は、特別区の存する区域において、固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税を課する ものとし、法定外普通税、事業所税、都市計画税、法定外目的税を課することができる。

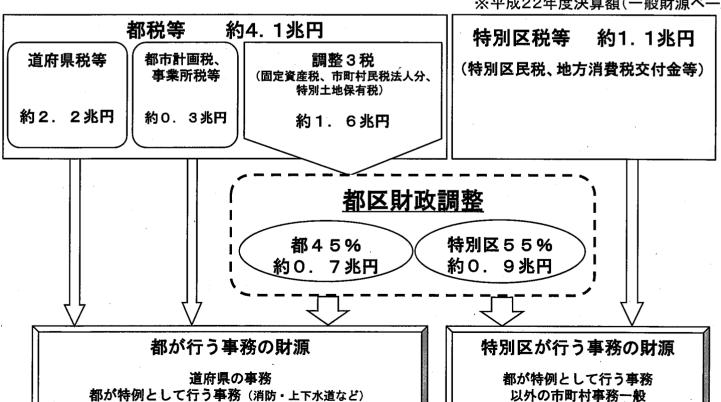
(地方稅法第734条、第735条)

### 3. 都区財政調整

都は、都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計 画的な運営を確保するため、固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税の収入額の一定割合 <u>を、特別区財政調整交付金として特別区に対して交付する。(地方自治法第282条)</u>

# 都区の税財源と都区財政調整制度の関係

※平成22年度決算額(一般財源ベース)

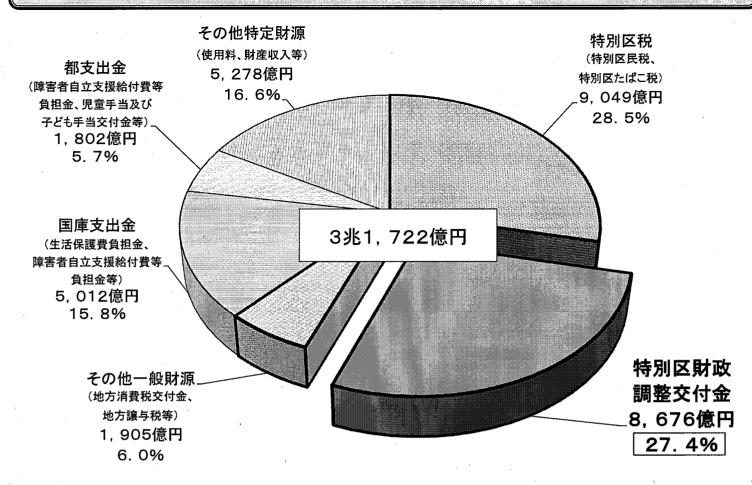


約3.2兆円

※地方消費税交付金等の税交付金は「都税等」から控除し、「特別区税等」に含めている。 ※「都税等」のうち地方消費税は清算後の額としている。

約2.0兆円

# 平成22年度特別区決算概要



# 都区財政調整制度の概要

- ①目的(地方自治法第282条第1項) 都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営の確保
- ②特別区財政調整交付金の交付(地方自治法第282条第1項及び第2項)
  - ・都は、条例で、特別区財政調整交付金を交付
  - ・特別区財政調整交付金は、特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように都が交付する交付金
- ③特別区財政調整交付金の総額(地方自治法第282条第2項、地方自治法施行令第210条の10) 調整税※の収入額×条例で定める割合(現行:55%)
  - ※調整税は、地方税法の規定により都が課する固定資産税、市町村民法人分、特別土地保有税
- ④特別区財政調整交付金の種類(地方自治法施行令第210条の11、第210条の12)
  - ア 普通交付金:基準財政需要額が基準財政収入額を超える特別区に対して、その超える額(財源不足額)を交付
  - イ 特別交付金: 普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のため特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があると認められる特別区に対し、当該事情を考慮して交付
  - ※普通交付金と特別交付金の額は、都条例の規定により交付金総額の95%と5%

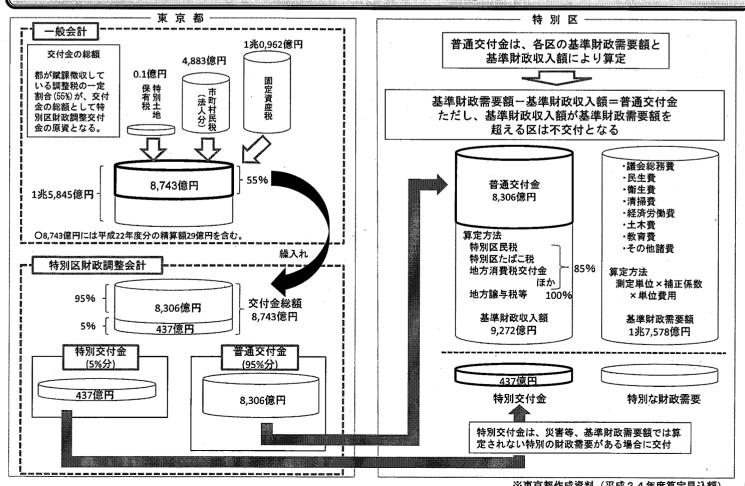
#### 地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)(抄) (特別区財政調整交付金)

- 第282条 都は、都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、政令の定めるところにより、条例で、特別区財政調整交付金を交付するものとする。
- 2 前項の特別区財政調整交付金とは、地方税法第5条第2項に掲げる税のうち同法第734条第1項及び第2項第3号の規定により都が課するものの収入 額に条例で定める割合を乗じて得た額で特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように都が交付する交付金をいう。
- 3 都は、政令の定めるところにより、第1項の特別区財政調整交付金に関する事項について総務大臣に報告しなければならない。
- 4 総務大臣は、必要があると認めるときは、第1項の特別区財政調整交付金に関する事項について必要な助言又は勧告をすることができる。

# 都区財政調整制度に関する地方自治法の規定の変遷

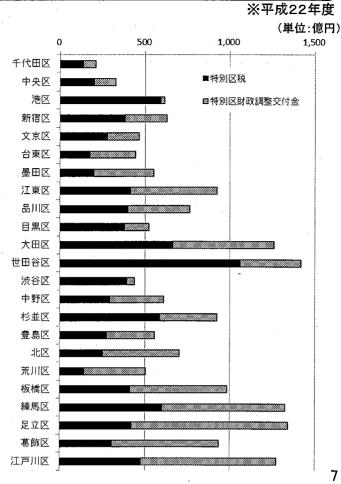
時点	都区制度	財政調整制度に関する規定	提案理由等
μη <i>π</i> τ	H		
昭和22年制定	・区は「特別区」になり、特別地方公共団体として位置づけ	法第282条 都は、条例で特別区につい て必要な規定を設けることが できる	条文説明(鈴木政府委員)貴・地方自治法案特・昭和22年3月24日 「都が統一を保持する爲に必要な事項に付きましては、其の組織に付ても亦其の權能に付ても、適當な調整を取ることが出來るやうに根據規定を置いてございます」
昭和27年 改正	・特別区を都の内部 的団体に位置づけ (都が基礎的な地方 公共団体) ・区長公選制を廃止	第2項を追加(議院修正) 都は、(略)、条例で、都と 特別区及び特別区間相互の 間の調整上必要な措置を講 じなければならない	修正案提案理由(門司委員)衆・地方行政委員会・昭和27年6月6日 「都の特別区は自治区であります関係から、その与えられておりまする行政事務を遂行 いたしますには、どうしても財源の裏づけが必要であるために、特にこの一項を挿入い たしまして、これが十分なる財源の確保の措置をした次第」
昭和49年 改正	・区長公選制を復活 ・事務の再配分	区相互間の財源の均衡化を 図り、並びに特別区の行政 の自主的かつ計画的な運営	提案理由(町村国務大臣)衆・地方行政委員会・昭和49年5月14日「(略)あわせて特別区の事務、人事等の諸制度を改正し、住民により選挙された区長が適切にその責任を果たすことができるよう規定の整備を行おうとするものであります」 大都市制度に関する答申(昭和45年11月地方制度調査会)(抄)「事務の再配分に伴い、特別区の処理する事務は大幅に増大することとなるので、都と特別区の間における税財源の再配分を行う必要がある。また、特別区相互間に税源に相当の偏在があることと、行政水準の均衡化を図る必要があることにかんがみ、現行の都区財政調整制度は存置するものとする」
平成10年 改正	・特別区は、基礎的な地方公共団体として、都が処理するものを除き、一般的に市町村が処理する事務を処理	(前ページのとおり) 特別区財政調整交付金の 交付を地方自治法に明記	提案理由(上杉国務大臣)衆・地方行政委員会・平成10年4月2日「大都市の一体性及び統一性の要請に配慮しつつ特別区の自主性及び自立性を強化するとともに、都から特別区への事務の移譲を行い、あわせて都と特別区との間の役割分担の原則を定めるほか、所要の規定の整備を行おうとするものであります」都区制度の改革に関する答申(平成2年9月地方制度調査会)(抄)「特別区の存する区域にあっては、都と特別区の間の財源配分を適切に行う必要があること及び特別区相互間に税源の偏在がある中でその行政水準の均衡を図る必要があることを考えると、都区財政調整制度は存置(略)」

# 特別区財政調整交付金の仕組み



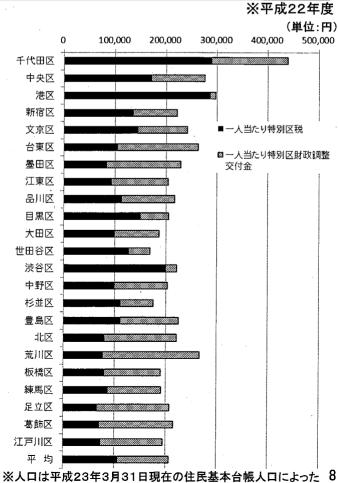
# 特別区別の特別区税及び特別区財政調整交付金の状況

						単位:百万円
	特別区税	基準財政 収入額 (a)	基準財政 需要額 (b)	普通交付金 (c=b-a)	特別交付金 (d)	特別区財政 調整交付金 (c+d)
千代田区	13,946	19,983	24,712	4,729	2,471	7,200
中央区	20,212	24,510	35,338	10,828	1,574	12,403
港区	59,137	62,145	47,749	0	2,306	2,306
新宿区	38,344	41,972	65,143	23,170	1,313	24,483
文京区	27,638	27,183	44,606	17,422	1,374	18,797
台東区	17,634	19,223	43,479	24,256	2,534	26,790
墨田区	20,055	20,508	53,438	32,930	2,198	35,128
江東区	41,646	40,741	87,828	47,087	3,829	50,916
品川区	39,732	40,236	75,410	35,174	1,599	36,773
目黒区	38,027	38,737	51,815	13,078	1,185	14,263
大田区	66,580	69,550	126,817	57,267	2,030	59,297
世田谷区	105,997	104,132	138,160	34,028	1,645	35,673
渋谷区	39,399	43,571	42,415	0	4,326	4,326
中野区	29,485	29,991	60,105	30,114	1,245	31,359
杉並区	58,662	58,050	90,784	32,734	1,067	33,801
豊島区	27,418	27,599	53,939	26,340	1,838	28,178
北区	25,256	26,258	70,185	43,927	1,190	45,118
荒川区	14,424	14,882	49,336	34,454	1,576	36,030
板橋区	41,231	43,025	98,442	55,416	1,680	57,097
練馬区	59,940	60,971	131,569	70,597	2,111	72,708
足立区	42,053	44,989	135,931	90,942	1,287	92,229
葛飾区	30,351	32,262	93,971	61,710	1,492	63,201
江戸川区	47,752	50,812	128,509	77,697	1,784	79,481
āł	904,918	941,332	1,749,681	823,902	43,655	867,557



# 特別区別一人当たりの特別区税及び特別区財政調整交付金の状況

	人口	   一人当たり特別区税	一人当たり 特別区財政調整交付金
,	(人)	(円)	(円)
千代田区	48,260	288,972	149,194
中央区	118,382	170,735	104,768
港区	206,471	286,419	11,170
新宿区	284,225	134,907	86,141
文京区	192,138	143,845	97,829
台東区	168,909	104,399	158,607
墨田区	240,647	83,338	145,972
江東区	452,947	91,945	112,410
品川区	352,468	112,725	104,329
目黒区	254,817	149,232	55,975
大田区	676,008	98,490	87,716
世田谷区	837,185	126,611	42,611
渋谷区	197,554	199,433	21,900
中野区	299,167	98,556	104,821
杉並区	527,534	111,200	64,074
豊島区	246,800	111,093	114,173
北区	317,598	79,523	142,059
荒川区	189,441	76,139	190,191
板橋区	517,634	79,653	110,303
練馬区	694,666	86,287	104,666
足立区	645,365	65,162	142,910
葛飾区	435,411	69,706	145,154
江戸川区	654,615	72,946	121,416
計	8,558,242	105,736	101,371



# 地方交付税法における都の特例

地方交付税法(昭和25年5月30日法律第211号)(抄)

(都の特例)

第21条 都にあつては、道府県に対する交付税の算定に関してはその全区域を道府県と、市町村に対する交付税の算 定に関してはその特別区の存する区域を市町村と、それぞれみなして算定した基準財政需要額の合算額及び基準財政 収入額の合算額をもつてその基準財政需要額及び基準財政収入額とする。

#### 〇 経緯

- 昭和22年度(地方自治法施行時)~昭和24年度(地方財政平衡交付金法施行前)
- → 分与税(配付税)の分与(配付)については、都の区域全体を道府県と、特別区の存する区域を市町村とみなす
- 昭和25年度(地方財政平衡交付金法施行)以降
  - → 交付金(交付税)の算定については、都の区域全体を道府県と、特別区の存する区域を市町村とみなして算定した 基準財政需要額と基準財政収入額を合算して都の基準財政需要額及び基準財政収入額とする

#### (参考)政府委員答弁(平成10年地方自治法改正時)

都と特別区におきましては、(略)都道府県、一般市とは一面でまた異なる事務処理あるいは税財政の仕組みが存続されることとなる(略)。

一方で、交付税制度は、(略)標準的な団体を基準にして、全国の普遍的な需要をとらえて標準的な行政水準を確保するという観点で算定をいたすもの(略)であります以上、都区間の事務や財源の区分、これに応じてまったく別個に都分と特別区分というのを算定することは技術的には極めて困難

# 東京都と特別区の算定状況

〇 東京都における都及び特別区の状況

(億円)

		H23			H22		H21			
費目名	基準財政 需要額 A	基準財政 収入額 B	А-В	基準財政 需要額 A	基準財政 収入額 B	A-B	基準財政 需要額 A	基準財政 収入額 B	A-B	
東京都 (道府県分)	18,707	15,803	2,904	17,623	15,449	2,174	16,400	19,048	▲ 2,649	
特別区	14,507	19,449	▲ 4,942	12,989	18,938	▲ 5,948	13,124	21,362	▲ 8,238	
都区合算額	33,214	35,251	▲ 2,038	30,613	34,387	▲ 3,774	29,523	40,410	▲ 10,887	

### (参考) 神奈川県及び大阪府における府県及び指定都市の状況

(倍四)

						<u> </u>			<u>(</u> 1恵円 <i>)</i>
		H23			H22			H21	
費目名	基準財政 需要額 A	基準財政 収入額 B	A-B	基準財政 需要額 A	基準財政 収入額 B	A-B	基準財政 需要額 A	基準財政 収入額 B	A-B
神奈川県	8,714	7,905	809	8,313	7,395	918	8,914	8,396	519
横浜市	5,606	5,390	216	5,411	5,264	147	5,458	5,552	▲ 94
川崎市	2,146	2,140	7	2,067	2,075	▲ 8	1,978	2,222	<b>▲</b> 244
相模原市	907	843	64	877	848	29	122	83	39
合計額	17,373	16,278	1,096	16,668	15,583	1,086	16,473	16,253	220
大阪府	10,393	7,490	2,903	9,951	6,969	2,982	10,946	8,035	2,911
大阪市	5,201	4,674	527	5,077	4,607	470	5,311	4,934	377
堺市	1,305	1,098	207	1,228	995	233	1,247	1,012	235
合計額	16,899	13,262	3,637	16,256	12,571	3,685	17,503	13,981	3,523

※ いずれの年度も当該年度の補正後の最終確定値

# 第30次地方制度調査会第19回専門小委員会 次第

平成24年9月4日(火) 15:00~17:00 全国都市会館第1会議室(3階)

- 1 開 会
- 2 議 題
  - ① 大都市のあり方について ・ 「特別市」(仮称)について
  - ② その他
- 3 閉 会

#### 〇配付資料

資料 1 前回の主な議論について

資料 2 「特別市」(仮称)関係資料

参考資料1 「横浜特別自治市大綱素案(骨子)」(平成24年6月、横浜市)

参考資料2 「新たな大都市制度の創設に関する指定都市の提案~あるべき大都市制度の選択「特別自治市」~ (概要版)」(平成24年2月16日、指定都市市長会)

参考資料3 指定都市の税制上、財政上の特例について

参考資料4 地方自治法の一部を改正する法律関係資料

参考資料5 大都市地域における特別区の設置に関する法律関係資料

# 第18回専門小委員会(8月3日開催)における主な議論について

## 「都と特別区に関する検討の視点」関係

- 〇 区議会議員が50人という区がある中で、大選挙区制で選出される現行制度は、有権者も議員も 全体を俯瞰することが難しいという問題があるのではないか。
- 〇 住民自治の充実という点では、選挙制度だけではなく、地域自治区や地域協議会の活用など幅広く議論すべきではないか。
- 〇 23区間の財政力格差が広がる中で、区に事務権限を移譲し、かつ特別区財政調整交付金の調整 三税に占める割合を高めないためには、区域の再編が必要ではないか。
- 区の社会経済状況や歴史的経緯を踏まえると、人口規模だけを基準に、中核市や特例市と同様の 事務権限の配分やそのための区の再編を考えるべきではないのではないか。
- 都が処理している事務を特別区が共同処理すればよいという考え方があるが、その際には民主的 統制や効率性もよく考慮すべきではないか。
- 区へ事務を移譲する際には、区が共同処理するのではなく、都の事務のうち、まちづくりや都市 計画など個別の区が担うべきものは何かという視点で考えるべきではないか。
- 区への事務移譲を考える際には、人口に加えて財政力にも着目する必要があるのではないか。
- 政令市に移譲されている事務のうち、広域性のある事務は区への移譲は難しいのではないか。一方、大都市地域での需要の大きさから政令市に移譲されている事務を区にも移譲する場合には、一定の専門性のある職員の配置が可能かどうかを考慮する必要があるのではないか。

- 〇 区に移譲された事務においても、ゴミ処理や人事・勤務条件、国保などは、23区間の公平性や 効率性を維持するために23区が共同処理等をしている。よって、区単位に事務移譲をする場合、 他の市町村に事務移譲をするのと同様の効果は望めないのではないか。
- 23区全域での区域再編は難しいが、一部だけでも規模の適正化を図り、財政力や人口、面積の 均衡をとることができれば、個別の区を前提とした事務移譲が進むのではないか。
- 事務の移譲に関し、全ての区に一律ではなく、いくつかの区で共同して事務を処理する仕組みを 積極的に取り入れ、できることからやっていくべきではないか。
- O 都市計画に関する事務については、人口減少や高齢化の進展を考えると、区へ権限移譲すること は、特定の区に過度な商業集積や人口集積を促進する可能性が危惧されるのではないか。
- 区への事務の移譲対象を考えるには、都市計画全体で捉えるのではなく、区がまちづくりや環境 施策を行う上で支障になっているものがないかという視点で個別に検討する必要があるのではない か。
- O 都区協議会などを通した都区間の調整について、調整がうまくいかない際に、何らかの仲裁的な制度を設けることも考えられるのではないか。
- 虐待などは地域の小さいところで発見されやすいものであり、より住民に身近な自治体が行うべきとの考えから、都より区が児童相談所の事務を行う方がよいのではないか。
- O 児童相談所には、児童虐待の発見、通報といった機能と親権を奪うという侵害行政的な機能の両面の機能があり、事務配分に当たっても、2つの機能を分けて議論すべきではないか。

- 現行の都道府県に含まれない大都市制度である「特別市」(仮称)制度を創設することについてどう考えるか。創設することとした場合、以下の論点についてどう考えるか。
  - ・「特別市」(仮称)において、仮に法人格のない区を置くことにとどめる場合には、二層制が適用されないこととなることについてどう考えるか。
  - 「特別市」(仮称)における住民自治の確保についてどう考えるか。「区」に法人格を持たせるか。区長は公選か。区議会を設置するか。
  - ・これまで都道府県が担ってきた周辺自治体との間の広域調整機能についてどう考えるか。
  - ・全ての指定都市を対象とすべきか。
  - ・ 「特別市」(仮称)は都道府県の区域に含まれないため、全ての都道府県、市町村の事務を処理することとなるが、例えば、都道府県が専属的に行っている警察事務を「特別市」の事務とすることについてどう考えるか。
  - 「特別市」(仮称)は全ての都道府県税、市税を賦課徴収することとなるが、例えば、「特別市」の区域の都道府県の税源が「特別市」に移管されることについてどう考えるか。この場合において、周辺自治体に対する都道府県の行政サービスが低下する恐れはないか。
  - ・ 従前、「特別市」(仮称)の区域を包括していた都道府県の名称や都道府県庁の所在地についてどう考えるか。

### 地方公共団体の主な役割分担の現状

(保健衛生)	(福祉)	(教育)	(環境)	(まちづくり)	(治安・安全・防災
・麻薬取扱者(一部)の免許 ・精神科病院の設置・臨時の予防接種の実施	・保育士、介護支援専 門員の登録 ・身体障害者更生相談 所、知的障害者更生相 談所の設置	<ul><li>・小中学校学級編制基準、教職員定数の決定</li><li>・私立学校、市町村立高等学校の設置認可</li><li>・高等学校の設置管理</li></ul>	・第一種フロン類回収 業者の登録 ・公害健康被害の補償 給付	・都市計画区域の指定 ・市街地再開発事業の認 可 ・指定区間の1級河川、 2級河川の管理	・警察(犯罪捜査、 運転免許等)
・精神障害者の入院措 置 ・動物取扱業の登録	・児童相談所の設置	・県費負担教職員の任 免、給与の決定	・建築物用地下水の採 取の許可	・区域区分に関する都市 計画決定 ・指定区間外の国道、県 道の管理 ・指定区間の1級河川(- 邸、2級河川(-卿)の管理	
・保健所の設置 ・飲食店営業等の許可 ・温泉の利用許可 ・旅館業・公衆浴場の 経営許可	・保育所、養護老人 ホームの設置の認可・ 監督 ・介護サービス事業者 の指定 ・身体障害者手帳交付	・県費負担教職員の研 修	・一般廃棄物処理施設、 産業廃棄物処理施設の 設置の許可 ・ばい煙発生施設の設 置の届出の受理	・屋外広告物の条例によ る設置制限 ・サービス付き高齢者向 け住宅事業の登録	,
	•		・一般粉じん発生施設 の設置の届出の受理 ・汚水又は廃液を排出 する特定施設の設置の 届出の受理	・市街化区域又は市街化 調整区域内の開発行為の 許可 ・土地区画整理組合の設 立の認可	
・市町村保健センター の設置 ・健康増進事業の実施・定期の予防接種の実施・ ・結核に係る健康診断・埋葬、火葬の許可	・保育所の設置・運営 ・生活保護(市及び福祉 事務所設置町村が処理) ・養護老人ホームの設置・運営 ・障害者自立支援給付 ・介護保険事業 ・国民健康保険事業	・小中学校の設置管理 ・幼稚園の設置・運営 ・県費負担教職員の服 務の監督、勤務成績の 評定	・一般廃棄物の収集や 処理 ・騒音、振動、悪臭を 規制する地域の指定、 規制基準の設定(市の み)	・上下水道の整備・管理 運営 ・都市計画決定 (上下水 道等関係) ・都市計画決定 (上下水 道等以外) ・市町村道、橋梁の建 設・管理 ・準用河川の管理	・消防・救急活動 ・災害の予防・警戒・防除等 (その他) ・戸籍・住基

## 指定都市(人口150万人以上)と同一都道府県内のその他の市町村

			北浦	道	神奈	川県	愛知	県	大顺	反府	兵庫	県
			札幌市	その他の 市町村	横浜市	指定都市以外 の市町村	名古屋市	その他の 市町村	大阪市	指定都市以外 の市町村	神戸市	その他の 市町
団	体数		-	178		30		56	_	41	~	40
人	人口(人、H22国勢調査)		1,913,545	3,592,874	3,688,773	3,216,502	2,263,894	5,146,825	2,665,314	5,357,965	1,544,200	4,043,933
Г	(都道	直府県の人口に占める割合)	34.8%	65.2%	40.8%	35,5%	30.5%	69.5%	30.1%	60.4%	27.6%	72.4%
昼	夜間人	口比率(H22国勢調査)	1.006	0.996	0.915	0.924	1.135	0.962	1.328	0.923	1.026	0.931
面	潢(kmi	(H22.10.1)	:1,121	82,336	437	1,507	326	4,839	222	1,526	553	7,843
	(都道	貧府県の面積に占める割合)	1.3%	98.7%	18.1%	62.4%	6.3%	93.7%	11.7%	80.4%	6.6%	93.4%
参	職	一般行政	6,979	26,401	13,977	14,540	11,775	26,237	17,007	22,868	8,063	18,648
考	員数	教育・消防	3,844	12,339	6,003	6,863	5,403	8,507	7,973	10,790	3,711	9,462
部	9X	公営企業等会計	3,480	16,229	7,351	5,214	8,569	13,406	13,225	9,989	3,984	10,966
19	割	合計	14,303	54,969	27,331	26,617	25,747	48,150	38,205	43,647	15,758	39,076
別職	合	D 81	20.6%	79.4%	37.9%	36.9%	34.8%	65.2%	43.4%	49.5%	28.7%	71.3%
員	人	一般行政	36	73	38	45	52	51	64	43	. 52	46
数	当口た1	教育・消防	20	34	16	21	24	17	30	20	24	23
1	り方	公営企業等会計	18	45	20	16	38	26	50	19	26	27
~	人	合計	75	153	74	83	114	94	143	81	102	97
歳.	入(百万	7円、H22決算)	843,071	2,176,562	1,399,135	1,023,643	1,034,736	1,698,563	1,642,643	1,785,780	794,584	1,628,726
	地方和	ŧ	275,077	409,804	700,675	526,656	476,220	861,291	626,018	761,161	267,135	617,301
	地方3	で付税	102,727	755,163	16,032	34,486	4,648	82,742	47,970	191,517	78,647	261,215
人	コー人	当たりの歳入額(円)	440,581	605,800	379,296	318,247	457,060	330,021	616,304	333,294	514,560	402,758
人	コー人	当たりの税収額(円)	143,752	114,060	189,948	163,736	210,355	167,344	234,876	142,062	172,992	152,649
人	コー人	当たりの交付税額(円)	53,684	210,183	4,346	10,721	2,053	16,076	17,998	35,744	50,930	64,594
財	改力指:	数(平成22年度)	0.69	0.36	1.00	1.04	1.04	1.10	0.94	0.81	0.73	0.73
財	改力指:	数(平成24年度・単年度)	0.68	0.34	0.96	0.93	0.98	0.94	0.90	0.75	0.76	. 0.70
経	常収支.	<b>北率</b>	95.3%	84.7%	94.1%	93.0%	99.4%	85.4%	99.4%	94.3%	96.4%	89.9%
実	質公債	战比率	10.6%	13.5%	18.0%	5.7%	12.1%	5.3%	10.2%	7.0%	12.9%	12.6%
将:	来負担.	比率	115.1%	91.3%	234.4%	51.9%	216.3%	17.3%	220.6%	57.7%	172.4%	109.5%
積:	立金残	高(人口1人当たり・千円)	28	127	9	36	13	67	47	52	31	- 81
地.	方债残	高(人口1人当たり・千円)	476	682	602	248	-765	227	1,039	288	765	458

※ 人口の太枠は各指定都市の人口が包括する道府県の総人口の30%を超えているもの、面積の太枠は各指定都市の面積が包括する道府県の総面積の15%を超えているもの。 ※ 「(参考)部門別職員数」は総務省「地方公共団体定員管理調査」に基づく当該団体の平成23年4月1日時点の一般職に属する常勤の職員数に、同調査に基づく一部事務組合等の職員数を当該一部事務組合等の構成状況(道府県・政令指定都市・その他の市町村)に応じて案分したものを加えた試算値である。

(注)「一般行政」は、證会事務局、総務・企画、税務、労働、農林水産、商工、土木、民生、衛生の各部門(教育を除く各種行政委員会を含む。)の総称であり、「公営企業等会計」は、病院、水道、下水

道、交通、その他(国保事業、収益事業、介護保険事業、その他)の各部門の総称である。 ※ 財政指標については、いずれもH22決算数値。一人当たりの税収額及び財政力指数の網掛けは指定都市の数値がその他の市町(村)より低いもの。経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率、積立金残高及び地方債残高の網掛けは、各指定都市の指標がその他の市町(村)の指標よりも財政状況が良好でないことを示す場合。

※「その他の市町村」及び「その他の市町」欄の財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率及び将来負担比率は加重平均である。

# 指定都市(人口150万人未満)と同一都道府県内のその他の市町村①

			宮坝	<b></b>	埼王	E県	千美	[ ]		神奈川県	
			仙台市	その他の 市町村	さいたま市	その他の 市町村	千葉市	その他の 市町村	川崎市	相模原市	指定都市以外 の市町村
団	体数		- · _ ·	34	-	63	_	53		-	30
人	口(人、	H22国勢調査)	1,045,986	1,302,179	1,222,434	5,972,122	961,749	5,254,540	1,425,512	717,544	3,216,502
	(都道府県の人口に占める割合)		44.5%	55.5%	17.0%	83.0%	15.5%	84.5%	15.8%	7.9%	35.5%
昼	昼夜間人口比率(H22国勢調査)		1.073	0.945	0.928	0.877	0.975	0.880	0.895	0.879	0.924
面	责(km²	, H22.10.1)	784	6,502	217	3,581	272	4,885	143	329	1,507
	(都道	資府県の面積に占める割合)	10.8%	89.2%	5.7%	94.3%	5.3%	94.7%	5.9%	13.6%	62.4%
參	職	一般行政	4,290	10,271	4,984	28,114	4,112	27,107	7,462	3,083	14,540
考	員	教育·消防	2,348	3,088	2,581	11,056	1,981	11,727	2,836	1,241	6,863
部	数	公営企業等会計	3,007	5,214	1,435	7,032	1,241	9,113	3,366	196	5,214
P9	割	合計	9,645	18,573	9,000	46,202	7,334	47,947	13,664	4,520	26,617
別職	合		34.2%	65.8%	16.3%	83.7%	13.3%	86.7%	18.9%	6.3%	36.9%
員	人	一般行政	41	79	41	47	43	52	52	43	45
数		教育・消防	22	24	21	19	21	22	20	17	21
ĺ,	た 1 り 万	公営企業等会計	29	40	12	12	13	17	24	3	16
~	´ 沃	合計	92	143	74	77	76	91	96	63	83
歳	人(百万	7円、H22決算)	410,827	540,134	438,285	1,798,877	371,566	1,630,274	607,607	235,975	1,023,643
	地方和	ŧ	172,525	141,315	216,551	843,818	169,515	779,353	281,991	106,913	526,656
	地方玄	で付税	24,609	174,096	5,252	144,894	5,026	146,370	650	3,972	34,486
人口	一人	当たりの歳入額(円)	392,765	414,793	358,534	301,212	386,344	310,260	426,238	328,865	318,247
人口	コー人	当たりの税収額(円)	164,940	108,522	177,147	141,293	176,257	148,320	197,817	148,998	163,736
人「	1一人	当たりの交付税額(円)	23,527	133,696	4,296	24,262	5,226	27,856	456	5,535	10,721
財政	女力指:	数(平成22年度)	0.86	0.50	1.01	0.91	1.00	0.92	1.07	1.03	1.04
財政	財政力指数(平成24年度・単年度)		0.83	0.47	0.97	0.85	0.95	0.85	1.00	0.95	0.93
経常	似支	比率	95.4%	87.3%	90.2%	87.2%	97.7%	89.0%	96.8%	97.2%	93.0%
実質	実質公債費比率		11.9%	12.7%	6.1%	8.7%	21.4%	8.1%	11.9%	4.3%	5.7%
将3	将来負担比率		155.2%	77.4%	47.7%	64.0%	285.3%	49.5%	120.0%	30.1%	51.9%
積1	<b>上金残</b>	高(人口1人当たり・千円)	82	95	29	36	9 13	49	26	22	36
地ブ	方债残	高(人口1人当たり・千円)	686	415	327	246	778	241	598	286	248

※ 人口の太枠は各指定都市の人口が包括する道府県の総人口の30%を超えているもの、面積の太枠は各指定都市の面積が包括する道府県の総面積の15%を超えているもの。※ 「(参考)部門別職員数」は総務省「地方公共団体定員管理調査」に基づく当該団体の平成23年4月1日時点の一般職に属する常勤の職員数に、同調査に基づく一部事務組合等の職員数

を当該一部事務組合等の構成状況(道府県・政令指定都市・その他の市町村)に応じて案分したものを加えた試算値である。

(注)「一般行政」は、議会事務局、総務・企画、税務、労働、農林水産、商工、土木、民生、衛生の各部門(教育を除く各種行政委員会を含む。)の総称であり、「公営企業等会計」は、病院、 水道、下水道、交通、その他(国保事業、収益事業、介護保険事業、その他)の各部門の総称である。

※ 財政指標については、いずれもH22決算数値。一人当たりの税収額及び財政力指数の網掛けは指定都市の数値がその他の市町(村)より低いもの。経常収支比率、実質公債費比率、将 来 利利には事、 積立金残高及び地方債残高の網掛けは、各指定都市の指標がその他の市町(村)の指標よりも財政状況が良好でないことを示す場合。

※ 「その他の市町村」及び「その他の市町」欄の財政力指数、経常収支比率、実質公債役比率及び将来負担比率は加重平均である。

## 指定都市(人口150万人未満)と同一都道府県内のその他の市町村(2)

			新潟	号県		静岡県	,	京都	<b>『府</b>	大队	5府
			新潟市	その他の 市町村	静岡市	浜松市	その他の 市町	京都市	その他の 市町村	堺市	指定都市以外 の市町村
団体	本数			29		-	33		25	_	41
人	1(人、	H22国勢調查)	811,901	1,562,549	716,197	800,866	2,247,944	1,474,015	1,162,077	841,966	5,357,965
	(都記	<b>資府県の人口に占める割合)</b>	34.2%	65.8%	19.0%	21.3%	59.7%	55.9%	44.1%	9.5%	60.4%
昼花	昼夜間人口比率(H22国勢調査)		1.018	0.991	1.033	0.997	0.988	1.085	0.920	0.944	0.923
面和	面積(km²、H22.10.1)		726	11,858	1,412	1,558	4,811	828	3,785	150	1,526
L	(都道	道府県の面積に占める割合)	5.8%	94.2%	18.1%	20.0%	61.8%	17.9%	82.1%	7.9%	80.4%
鈔	職	一般行政	3,924	12,199	3,120	3,313	11,576	7,496	7,100	3,374	22,868
考	員数	教育・消防	1,925	4,097	1,569	1,918	5,539	3,800	2,770	1,591	10,790
部	× ×	公営企業等会計	1,690	2,573	1,746	567	7,895	2,882	3,106	1,295	9,989
PB	割	合計	7,539	18,869	6,435	5,798	25,010	14,178	12,976	6,260	43,647
別職	合	□ a i	28.5%	71.5%	17.3%	15.6%	67.2%	52.2%	47.8%	7.1%	49.5%
員	il 人	一般行政	48	78	44	41	51	51	61	40	43
	当口た1	一般行政 教育·消防 公當企業等会計	24	26	22	24	25	26	24	19	20
시	り方	公當企業等会計	21	16	24	7	35	20	27	15	19
~	人	合計	93	121	90	72	111	96	112	74	81
歳入	(百万	5円、H22決算)	354,109	877,980	277,309	286,068	832,384	781,733	473,110	326,925	1,785,780
ĺ	地方和	ž :	117,664	199,446	125,008	123,762	374,050	245,235	150,862	131,589	761,161
<u> </u>	地方3	を付税	47,665	235,215	14,976	23,232	73,020	65,397	102,683	24,432	191,517
人드	一人	当たりの歳入額(円)	436,149	561,889	387,197	357,199	370,287	530,343	407,125	388,287	333,294
人드	一人	当たりの税収額(円)	144,924	127,642	174,544	154,535	166,396	166,372	129,821	156,288	142,062
人드	一人	当たりの交付税額(円)	58,708	150,533	20,911	29,008	32,483	44,366	88,362	29,018	35,744
財政	力指	数(平成22年度)	0.69	0.53	0.91	0.88	0.94	0.76	0.63	0.83	0.81
財政力指数(平成24年度·単年度)		数(平成24年度·単年度)	0.72	0.50	0.89	0.87	0.86	. 0.76	0.59	0.84	0.75
経常収支比率		88.1%	87.1%	88.0%	-87.9%	81.9%	98.2%	89.9%	- 95.1%	94.3%	
実質公债費比率		10.8%	15.7%	12.7%	12.2%	11.0%	13.1%	11.3%	5.4%	7.0%	
将来	負担	比率	119.0%	114.9%	109.9%	64.5%	68.7%	235.0%	81.2%	59.8%	57.7%
積立	金残	高(人口1人当たり・千円)	36	114	43	30	70	26	87	45	52
		高(人口1人当たり・千円)	503	555	538	351	340	810	405	354	288

<sup>※</sup> 人口の太枠は各指定都市の人口が包括する道府県の総人口の30%を超えているもの。面積の太枠は各指定都市の面積が包括する道府県の総面積の15%を超えているもの。 ※「「参考」部門別職員数」は総務省「地方公共団体定員管理調査」に基づく当該団体の平成23年4月1日時点の一般職に願する常勤の職員数に、同調査に基づく一部事務組合等の職員数を当該一部事務組合等の構成状況(道府県・政令指定都市・その他の市町村)に応じて案分したものを加えた試算値である。

## 指定都市(人口150万人未満)と同一都道府県内のその他の市町村③

[			岡山	1県	広島	导県		福岡県		熊本	県
			岡山市	その他の 市町村	広島市	その他の 市町	北九州市	福岡市	その他の 市町村	熊本市	その他の 市町村
団	体数		-	26	-	22	-		58	·-	44
人	口(人、	H22国勢調査)	709,584	1,235,692	1,173,843	1,686,907	976,846	1,463,743	2,631,379	734,474	1,082,952
	(都)	直府県の人口に占める割合)	36.5%	63.5%	41.0%	59.0%	19.3%	28.9%	51.9%	40.4%	59.6%
昼	夜間人	口比率(H22国勢調査)	1.042	0.974	1.021	0.990	1.027	1.119	0.926	1.031	0.972
面	渍(km	、H22.10.1)	790	6,323	905	7,574	487.89	341.32	4,148.03	390	7,015
Г	(都道府県の面積に占める割合)		11.1%	88.9%	10.7%	89.3%	9.8%	6.9%	83.3%	5.3%	94.7%
参	職	一般行政	3,222	7,436	5,460	10,460	4,834	5,540	13,928	3,611	9,290
考	負	教育•消防	1,518	3,750	2,691	4,339	1,844	2,329	4,471	1,297	1,891
部	数	公営企業等会計	1,142	2,719	3,457	4,547	1,893	1,748	3,655	1,619	3,551
門	割	合計	5,882	13,905	11,608	19,346	8,571	9,617	22,054	6,527	14,732
別職	合		· 29.7%	70.3%	37.5%	62.5%	21.3%	23.9%	54.8%	30.7%	69.3%
я	人	一般行政	45	60	47	62	49	38	53	49	86
数		教育·消防	21	30	23	26	19	16	17	18	17
Ĵ	た 1 り 万	公営企業等会計	16	22	29	27	19	12	14	22	33
~	(人	合計	83	113	99	115	88	66	84	89	136
歳	入(百)	5円、H22決算)	261,039	575,779	589,240	784,110	537,939	769,396	1,060,388	269,911	359,761
	地方和	Ř .	108,777	167,370	201,142	240,917	157,588	265,394	283,138	92,749	67,845
	地方3	<b>交付税</b>	34,990	162,012	42,345	173,911	59,057	43,353	267,111	40,523	128,427
人	コー人	当たりの歳入額(円)	367,876	465,957	501,976	464,821	550,689	525,636	402,978	367,489	332,204
人	コー人	当たりの税収額(円)	153,297	135,446	171,353	142,816	161,324	181,312	107,601	126,280	62,648
人	コー人	当たりの交付税額(円)	49,310	131,111	36,074	103,094	60,456	29,618	101,510	55,173	118,590
財	<b>支力指</b>	数(平成22年度)	0.76	0.56	0.80	0.65	0.70	0.84	0.56	0.68	0.41
財	<b>女力指</b>	数(平成24年度・単年度)	0.76	0.53	0.80	0.61	0.69	0.84	0.53	0.68	0.38
経済	常収支	比率	86.1%	86.7%	96.3%	89.3%	97.7%	93.1%	88.8%	91.1%	85.0%
実質	質公债	<b>費比率</b>	15.9%	14.3%	15.6%	12.0%	11.7%	16.4%	11.0%	12.2%	13.1%
将3	<b></b> 長担	比率	108.9%	95.3%	251.3%	96.7%	166.0%	219.8%	36.5%	135.7%	69.2%
積3	2金残	高(人口1人当たり・千円)	26	116	16	89	41	20	131	23	133
地)	方债残	高(人口1人当たり・千円)	394	480	785	531	883	872	374	410	499

<sup>※</sup> 人口の太枠は各指定都市の人口が包括する道府県の総人口の30%を超えているもの、面積の太枠は各指定都市の面積が包括する道府県の総面積の15%を超えているもの。
※「(参考)部門別職員数」は総務省「地方公共団体定員管理調査」に基づく当該団体の平成23年4月1日時点の一般職に属する常勤の職員数に、同調査に基づく一部事務組合等の職員数を当該一部事務組合等の構成状況(道府県・政令指定都市・その他の市町村)に応じて案分したものを加えた試算値である。

<sup>(</sup>注)「一般行政」は、議会事務局、総務・企画、税務、労働、農林水産、商工、土木、民生、衛生の各部門(教育を除く各種行政委員会を含む。)の総称であり、「公営企業等会計」は、病院、水道、下水道、交通、その他(国保事業、収益事業、介護保険事業、その他)の各部門の総称である。

<sup>※「</sup>その他の市町村」及び「その他の市町」欄の財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率及び将来負担比率は加重平均である。

<sup>(</sup>注)「一般行政」は、議会事務局、終彰・企画、形象、労働、農林水産、商工、土木、民生、衛生の各部門(教育を除く各種行政委員会を含む。)の総称であり、「公営企業等会計」は、病院、 水道、下水道、交通、その他(国保事業、収益事業、介護保険事業、その他)の各部門の総称である。

<sup>※</sup> 財政指標については、いずれもH22決算數値。一人当たりの税収額及び財政力指数の網掛けは指定都市の数値がその他の市町(村)より低いもの。経常収支比率、実質公债費比率、将 来負担比率、積立金残高及び地方債残高の網掛けは、各指定都市の指標がその他の市町(村)の指標よりも財政状況が良好でないことを示す場合。

<sup>※ 「</sup>その他の市町村」及び「その他の市町」欄の財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率及び将来負担比率は加重平均である。

# 都道府県、指定都市及び指定都市を除く都道府県の人口順位(平成22年国勢調査)

	都道用	 符県	T	指定律	都市	<u> </u>	指定都市を除く都道府	F県		都道序	F県		指定都	市		指定都市を除く都は	単位:大) 直府県
$\mathbf{H}$	東京都	13,159,388								i	:	0	福岡市	1,463,743		,	
	神奈川県	9.048.331	1						25	山口県	1,451,338	3					
3	大阪府	8.865.245			•	ļ			26	愛媛県	1,431,493	3	:				
4	愛知県	7,410,719							27	長崎県	1,426,779						
5	埼玉県	7,194,556							1		i	8	川崎市	1.425.512		•	
6	千葉県	6,216,289							28	滋賀県	1,410,777	1				! !	·
			i i			(1)	埼玉県(さいたま市除く)	5,972,122	29	奈良県	1,400,728					[	
7	兵庫県	5,588,133							30	沖縄県	1,392,818			 !		ļ	
8	北海道	5.506,419							31	青森県	1,373,339			ļ		ļ	
						(2)	大阪府(大阪市,堺市除く)	5,357,965		岩手県	1,330,147		<u>.</u>	<u> </u>			
		,				(3)		5,254,540		19.T.M	7,000,177		: ::	: :	(12)	宮城県(仙台市除く)	1 202 170
				***************************************		(4)	愛知県(名古屋市除く)	5,146,825			ļ	·	<u></u>	ļ		岡山県(岡山市除く)	
9	福岡県	5,071,968			***************************************						ļ	- C	さいたま市	1 222 424		四四宋(  911111111111111111111111111111111111	1,233,082
						(5)	兵庫県(神戸市除く)	4,043,933		大分県	1,196,529		G0 1/2 # 111	1,222,434	ļ	ļ	
10	静岡県	3,765,007							33	人万乐	1,190,529		+++	1 170 040	ļ		
			(T)	横浜市	3,688,773						ļ <u>.</u>	0	<b>心岛</b> 巾	1,173,843		ļi	
1			-		*****************	(6)	北海道(札幌市除く)	3,592,874	34	石川県	1,169,788			<u> </u>	ļ	<u>.</u>	<b></b>
		***************************************			***************************************	(7)	神奈川県(横浜市,川崎市,	3,216,502	35	山形県	1,168,924	ļ		ļ			ļ
						(0)	相模原市除く)	3,216,502	ļ		ļ			ļ	(14)	京都府(京都市除く)	1,162,077
11	茨城県	2,969,770								宮崎県	1,135,233		·	<u> </u>			<u> </u>
12	広島県	2,860,750							37	富山県	1,093,247			<u> </u>	ļ		
			2	大阪市	2,665,314				38	秋田県	1,085,997	<u>'</u>					
13	京都府	2,636,092							l					<u> </u>		熊本県(熊本市除く)	1,082,952
						(0)	福岡県(北九州市,福岡市除 く)	0.001.070				1	仙台市	1,045,986			
						(8)	. ()	2,031,379	39	和歌山県	1,002,198	3					
14	新潟県	2,374,450							40	香川県	995,842						
15	宮城県	2,348,165							T			12	北九州市	976,846			
			3	名古屋市	2,263,894						<u> </u>	(13)	千葉市	961,749			
						(9)	静岡県(静岡市,浜松市除く)	2,247,944	41	山梨県	863,075			1	1		
	長野県	2,152,449							42	佐賀県	849,788						}
	岐阜県	2,080,773										13	堺市	841,966			
	福島県	2,029,064							ļ	i	i	(15)		811,901	ļ		
	群馬県	2,008,068							43	福井県	806.314			1	ļ		
	栃木県	2,007,683							1				浜松市	800.866			
21	岡山県	1,945,276							44	徳島県	785,491				·		
			4	札幌市	1,913,545					高知県	764,456		<u></u>	<u> </u>		ļ	
	三重県	1,854,724					· .		1	同州ボ	704,400	(T)	熊本市	734.474	ļ		
	熊本県	1,817,426											熊本印 相模原市	717,544	L		
24	鹿児島県	1,706,242							ļ	島根県	717,397		竹俁原巾	111,044	ļ		ļ
						(10)		1,686,907	46	<b>与似</b> 県	/17,397		\$& F37 -+-		ļ	ļ	
						(11)	新潟県(新潟市除く)	1,562,549	ļ	ļ		19		716,197	ļ	ļ	ļ
					1,544,200							0	岡山市	709,584	ļ	ļ	
			6	京都市	1,474,015				47	鳥取県	588,667	١	<u> </u>		L	<u> </u>	<u> </u>

# 諸外国における州・県・カウンティなどの広域自治体の機能を併せ持つ大都市について(第10回専門小委員会 資料2より)

	パリ市	ベルリン市(州)	ハンブルク市(州)	ブレーメン市(州)
人口	218万(2006年)	346万(2010年)	179万(2010年)	55万(2010年)
面積	105km²	892km²	755km²	325km²
位置付け	(1982年)により、デパルトマン(県)・コミュー	基本法(憲法)前文に位置付けられた連邦を構成する州であり、州・郡・市の機能を併有	同左	同左
主な事務	県事務(中学校、県道、国道維持管理、公共交通、通学バス、漁港、社会扶助給付、保健福祉サービス等)及びコミューン事務(小学校、幼稚園、コミューン道、都市交通、社会住宅、都市計画、上下水道、電気・ガス、一般廃棄物収集等)を処理		同左	同左

	ニューヨーク市	ソウル特別市	仁川広域市
人口	818万(2010年)	979万人(2010年)	266万人(2010年)
面積	785km²	605km	1, 002km²
位置付け	シティとカウンティの機能を併有	基礎自治体の事務の一部を大都市の特殊性に鑑み、自治区でなく特別市が処理。「ソウル特別市行政特例に関する法律」により監査、計画策定等に関する国務総理(首相)の関与等の特例が有り。	基礎自治体の事務の一部を大都市の特殊性に
主な事務	カウンティ(保健、精神衛生、社会福祉、道路 管理、刑務所管理、公園事業等)及び一般 的な市(住宅、病院、廃棄物処理、消防、上 下水道等)、学校区(初等・中等教育)の事務 を処理	広域自治体の事務(概ね道路、河川、治山・治水、 交通・輸送、社会福祉施設、試験・研究等)に加え、 人事交流、任用試験、教育訓練、土地等級・財産 税課税標準設定、墓地・火葬場・一般廃棄物処理 施設、国民住宅建設、都市計画、幹線道路、上下 水道、公園、地方軌道・都市鉄道・バス、工業団 地・公設市場、信号機・安全表示等の基礎自治体 の事務を処理	同左

#### 指定都市市長会(第7回(H24.2.16))

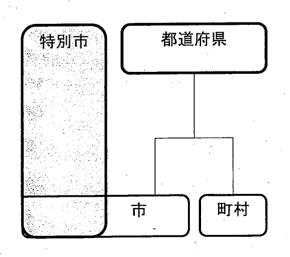
- 道府県と指定都市との不明確な役割分担により非効率な「二重 行政」が生じているのではないか。
- 法令で道府県と指定都市に権限が分かれているために、住民 に最も身近な基礎自治体である指定都市が住民のニーズを踏ま えて総合的な施策展開を行うことが難しく、責任ある対応に支障 が生じている。
- 現状で国が担っているハローワークにおける職業紹介、道府県が担っている職業訓練等や、道府県と指定都市の双方が担っている就業支援、公営住宅、企業支援、商店街の活性化など、すべて特別自治市の事務とすべき。
- 特別自治市への移行に際して、住民投票の必要性は出てくるかもしれないが、移行地域の住民に限るなどの工夫が必要ではないか。
- 特別自治市への移行に伴う財政調整は、地方交付税で行うことが基本であるが、税源配分の見直しも必要となる可能性があるのではないか。
- 特別自治市と周辺基礎自治体の連携による事業実施体制への 転換を図り、現在の広域自治体は、基礎自治体間の連携で対応 できない事務に特化すべき。
- 住民の利便性が向上するとともに、大都市圏が日本全体の経済成長を牽引するエンジンとなり、国民の生活を豊かにする。
- 各特別自治市においては、特別区のような公選の首長と議会を 想定するのではなく、地域の実情に合った「住民自治・住民参加 機能の充実」を図ることを考えている。

### 全国知事会(第9回(H24.3.29)·第13回(H24.5.31))

- 都道府県と指定都市の役割は法令上明確に区分されており、「二重行政」と指摘される例の多くは役割分担し相互に補完することでサービスの充実を企図するものではないか。
- 協議の場を設け役割の明確化や適正化を図っており、大きな問題は生じていないが、地域によっては事業の重複など非効率が生じているのではないか。
- 全国一律に指定都市が行うことが適当な事務は既に移譲済みであり、今後は、地域の実情や必要性に応じて、条例による事務処理特例制度の活用で対応していくことが適当。
- 47都道府県に20の特別市が加わることで実質的に67の県をつく ることになるのではないか。
- 指定都市の状況(人口等の規模、都市機能の集積状況や成熟 度など)は様々であり、都市の態様を踏まえた議論が必要ではないか。
- 都道府県全体の広域調整機能が低下する恐れがあるのではないか。
- 特別市域に集中する都道府県の税財源が市町村税とされると、 周辺自治体に対する道府県の行政サービスが低下する恐れがあ るのではないか。
- 一人の長に広域自治体が行う事務まで権限が拡大することで、 本来の基礎自治体としての機能が十分発揮できなくなる恐れが あるのではないか。

## 特別市(1947(昭和22)~1956(昭和31))

※ 特別市の指定は行われず、制度は廃止(制度制定時には京都市、大阪市、横浜市、神戸市、名古屋市の指定が見込まれていた)



根拠法:「地方自治法」(第264条)

### 特別市の特徴

対象となる市	人口50万以上の市で法律で個々に指定するもの※1
都道府県との関係	都道府県の区域外
特例の内容	法律の適用関係の特例
	・法律に特別の定め※2があるものを除くほか、
	都道府県に関する規定を適用
	組織の特例
	・区の設置
	・区は法人格を有しない
,	・区長は公選
,	- 区に議会は置かれない

- ※1 この法律は、地方自治特別法となり、関係自治体の住民投票が必要とされていた。
- ※2「特別の定め」
  - ・議会の議員の定数に関する規定
  - ・助役・収入役等の選任の方法、職務権限 など

## 1946年(昭和21)大都市制度に関する地方制度調査会の答申(抜粋)

#### [諮問第三]

#### 第二 五大都市

- (一)五大都市は夫々の市の区域により特別市として現在所属している府県から独立させること。
- (二)特別市には、原則として道府県の制度を適用すること。
- (三)特別市における国政事務(警察事務を含む。)の処理は、原則として、道府県に準ずること。
- (四)下部組織
  - (イ)区はすべて行政区とすること。
  - (ロ)町内会及び同連合会等について、なるべく煩瑣な規定を設けないこと。

#### (五)財政

- (イ)国税の一部を移譲すること。
- (ロ)独立税種を創設すること。
- (ハ)公企業の経営権を拡張すると共に或る程度収益主義を認めること。
- (二)事務の担任区分を明かにし、国費、地方費の費用負担区分を是正すること。
- (木)起債認可の手続を簡易化すること。
- (へ)各種の国庫補助金を整理統合してこれを一般財源として賦与すること。
- (六)残存郡部は、独立の府県として存置し、五大都市との関係は、府県市組合を組織させる等の方法によりこれを調整すること。 (七)その他
  - (イ)区長の選任は、次の何れかによるものとすること。
    - 甲 市会の同意を得て市長が選任する。
    - 乙 市長が任免する。
    - 丙 選挙人が直接選挙するものとする。
  - (ロ)残存郡部を独立の府県とした場合の名称、府県庁の所在地は一応従来通りとし、残存郡部の意思により適宜決定するものとすること。
  - (ハ)実施の時期は、なるべく速かならしめること。
  - (二)復興に伴う人口激増の趨勢に鑑み、市会議員の定数を特例により増加する方法を講ずること。

#### 附帯決議

諮問第三に対する答申の取扱に関しては、五大府県及び五大都市が円満な協調を遂げられるように、政府の善処を要望する。

### 特別市制度②

## 1947年(昭和22)地方自治法の制定

- 地方制度調査会の答申を踏まえたもの。
- 〇 特別市は、
  - ①人口50万以上の市の中から法律で指定。
  - ②都道府県の区域外にあるものとし、特別地方公共団体とする。
  - ③行政区を設けるものとし、行政区の区長は、直接公選とする。

#### 住民投票関係

- 「特別市制」を盛り込む地方自治法案が第92回帝国議会に提出され、区長の任命方法を直接公選制とすることなどの修正が加えられた上で、昭和22年4月16日成立した。
- 法律の成立に際し、衆議院において「五大都市を特別市として指定する法律は次の議会に提出すること」とする附帯決議が行われており、この附帯決議を受けた特別市指定の法律が、昭和22年5月3日に施行される日本国憲法の第95条の「一の地方公共団体のみに適用される特別法」に当たると考えられ、当該規定の「地方公共団体の住民の投票」の範囲について疑義が生じた。
- 内務省は、GHQに対し解釈について回答を求め、昭和22年7月26日「特別市制施行の場合一般投票を行う住民の範囲について当該市住民のみでなくその府県郡部の住民も加えて広く解釈する」ことを閣議で決定した。
- O 1947年(昭和22)12月の地方自治法の一部改正に際し、議員修正により、第265条第7項として「第二項の法律は、第二百六十一条及び第二百六十二条の規定により、関係都道府県の選挙人の賛否の投票に付さなければならない。」とする一項が追加された。
- ※ 当時、五大都市のうち京都市を除いた四市はいずれも人口規模において残存府県住民の人口規模を下回っていた。

(参考)当時の五大都市の人口※が各府県に占める割合 ※昭和25年国勢調査人口 大阪市(大阪府):51%、京都市(京都府):60%、名古屋市(愛知県):30%、横浜市(神奈川県):38%、神戸市(兵庫県):23%

※「大都市制度史」三百十七頁以下の内容を要約

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(抄) ※ 昭和31年改正前の規定

第三編 特別地方公共団体

第一章 特別市

- 第二百六十四条 特別市は、 その公共事務並びに法律又はこれに基く政令により特別市に属するもの及び従来法律又はこれに基く政令に より都道府県及び市に属するもの(政令で特別の定をするものを除く。)の外、その区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属 <u>しないものを処理する。</u>
- 第二条第三項及び第六項の規定は、前項の事務にこれを準用する。

第二百六十五条 特別市は、都道府県の区域外とする。

- 人口五十万以上の市につき、法律でこれを指定する。その指定を廃止する場合も、また、同様とする。 特別市は、
- 特別市の廃置分合又は境界変更をしようとするときは、法律でこれを定める。但し、特別市の区域に市町村若しくは特別区の区域又 は所属未定地を編入する場合においては、関係地方公共団体の議会の議決を経て内閣総理大臣がこれを定める。
- 法律で別に定めるものを除く外、<u>従来地方公共団体の区域に属しなかつた地域を特別市の区域に編入する必要があると</u>認めるときは、 内閣がこれを定める。この場合において、利害関係があると認められる地方公共団体があるときは予めその意見を聴かなければならな
- 第三項但書の規定による処分をしたとき、又は前項の規定による処分があつたときは、内閣総理大臣は、直ちにその旨を告示すると ともに、国の関係行政機関の長に通知しなければならない。第七条第七項の規定は、この場合にこれを準用する。
- 第二項の規定により特別市の指定があつたとき又は第三項但書の規定により境界の変更があつたときは、都道府県の境界は、自ら変 更する。
- 第三項又は前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によつてこれを定める。
- 第四項の意見又は前項の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 第二項の法律は、第二百六十一条及び第二百六十二条の規定により、関係都道府県の選挙人の賛否の投票に付さなければならない。
- 第二百六十六条 第九条の規定は特別市と市町村又は特別区との境界に関し争論がある場合に、第九条の二の規定はその境界が判明でな い場合において争論がないときにこれを準用する。但し、政令で特別の定をすることができる。
- 第二百六十七条 特別市の区域内に住所を有する者は、当該特別市の住民とする。
- 第二百六十八条 特別市に市長及び助役を置く。但し、条例で助役を置かないことができる。
- 助役の定数は、条例でこれを定める。
- 特別市の市長は、当該特別市の事務並びに法律又はこれに基く政令によりその権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の 事務及び政令で特別の定をするものを除く外、従来法律又はこれに基く政令により都道府県知事及び市長の権限に属する国、他の地方 公共団体その他公共団体の事務を管理し及び執行する。

## (参照条文)特別市制度②

- 第二百六十九条 特別市に収入役一人を置く。
- 特別市は、条例で副収入役を置くことができる。
- 副収入役の定数は、条例でこれを定める。
- 第二百七十条 <u>特別市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて行政区を設け、その事務所を置くもの</u>
- とする。 特別市の市長は、区長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に行政区の支所を設けることができる。
- 行政区の事務所又は支所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。
- 第四条第二項の規定は、前項の事務所又は支所の位置及び所管区域にこれを準用する。
- 第二百七十一条 行政区に区長及び区助役一人を置く。
- その被選挙権を有する者について選挙人が投票によりこれを選挙する。 区長は、
- 区助役は、特別市の事務吏員の中から特別市の市長がこれを命ずる。
- 区長は、特別市の市長の定めるところにより、区内に関する特別市の事務及び特別市の市長の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務並びに法律又はこれに基く政令によりその権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務を管理する。
- 区助役は、区長の事務を補佐し、区長に事故があるとき、又は区長が欠けたときその職務を代理する。
- ニ百七十二条 行政区に区収入役一人を置く。
- 区収入役は、特別市の事務吏員の中から特別市の市長がこれを命ずる。
- 特別市の市長、助役、収入役若しくは監査委員又は区長若しくは区助役と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者は、区収入役とな ることができない。
- 4 区収入役は、前項に規定する関係を生じたときは、その職を失う。
- 第二百七十三条 区収入役は、特別市の収入役の命を受け、特別市の出納その他の会計事務並びに特別市の市長及び区長その他特別市の 条例に基く委員会又は委員及び行政区の選挙管理委員会の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務に関する出納その 他の会計事務を掌る。
- 特別市の市長は、収入役の事務の一部を区収入役に委任させることができる。この場合においては、特別市の市長は、直ちにその旨 を告示しなければならない。
- 前項に定めるものを除く外、区収入役の権限に関しては、市の収入役に関する規定を準用する。
- 第二百七十四条 行政区に区出納員を置くことができる。
- 区出納員は、特別市の事務吏員の中から特別市の市長がこれを命ずる。
- 区出納員は、区収入役の命を受け、出納事務を掌る。

### (参照条文)特別市制度③

- 第二百七十五条 前四条に定める者を除く外、行政区に吏員その他の職員を置き、区長の申請により、特別市の市長がこれを任免する。 2 前項の職員は、特別市の職員とし、その定数は、条例でこれを定める。但し、臨時又は非常勤の職の定数については、この限りではない。
- 3 第一項の吏員は、区長の命を受け、事務又は技術を掌る。
- 4 区長は、その権限に属する事務の一部を第一項の吏員に委任し又はこれをして臨時に代理させることができる。
- 第二百七十六条 行政区に選挙管理委員会を置く。
- 2 前項の選挙管理委員会に関しては、第二編第七章第三節中市の選挙管理委員会に関する規定を準用する。
- 第二百七十七条 第十三条、第八十六条第一項、第八十八条第一項、第九十一条第一項乃至第三項、第百四十五条、第百五十二条、第百六十条、第百六十二条乃至第百六十七条、第百六十八条第六項及び第七項、第百六十九条乃至第百七十一条、第百八十条の四第四項、第二百二条の二第三項、第七項及び第八項、第二百九条、第二百十八条、第二百二十一条、第二百二十四条、第二百三十二条、第二百四十二条第一項並びに第二百六十条中市に関する規定は、これを特別市に適用する。
- 第二百七十八条 この法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、第二編中都道府県に関する規定は、特別市にこれを適用 する。
- 第二百七十九条 削除
- 第二百八十条 この法律に規定するものを除く外、特別市に関し必要な事項は、政令でこれを定める。